

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 28 年 3 月 16 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 7 時 4 4 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、安齋副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「行政評価における市民参加の導入について」

○（総務）企画政策室安部主幹

行政評価における市民参加の導入についてです。

本市の行政評価におきまして、平成28年度から評価の過程に市民参加を試行的に導入することにつきまして報告いたします。

まず、配付してございます資料1をごらんください。

資料の上側「経過・展望」のところでは、これまでの行政評価の実施結果の振り返りと今後の方向性について記載しております。

これまで実施した事業評価では7割以上の事業で「現状維持」となっているほか、何らかの見直しが必要であるとした「要改善」と評価した事業でも、現時点で見直しに向け検討中など、見直し等が進んでいない事業が4割以上となっております。このことは、職員みずから自分自身が行っている事業を客観的な視点で見詰め直すことの困難さがあり、自己評価だけではなかなか見直しが進まない自己評価の限界が要因の一つにあると考えております。

一方、これまでの議会議論では、行政評価に市民の意見を取り入れることなどが求められているほか、本市の自治基本条例や市長公約でも、市政への市民参加の推進、市民意見の反映、市政の現状をオープンにすることを進めるとしております。

これらのことから平成28年度から、行政評価における市民参加の導入について試行的に行っていきたいと考えております。

また、市民参加ということを踏まえ、評価対象につきましては、これまでの個々の予算事業ではなく、それらの事業が組み合わせられ、市民生活の向上に向けて実施されている行政活動が、実際にどれだけの成果をもたらしているのかを点検するための対象としまして、施策のレベルを対象といたします。この施策につきましては、資料の2枚目に参考として、現行の第6次総合計画の基本計画の体系を掲載しておりますが、例えば、左上から見ますと、「1）学校教育」や「2）社会教育」などといったように、全体で33の施策が位置づけられており、これら全てを評価対象といたします。

これらの施策の点検や今後の方向性の検討を通じ、市が実施する施策や施策を構成する事業のPDCAサイクルの確立を図り、目標管理型、成果志向の市政運営を進めようとするものであります。

次に、どのような形で行政評価の過程に市民参加の場面を設定するのかということにつきまして、全体の流れとあわせて説明いたします。

3枚目の資料2をごらんください。

まず、一次評価としまして、4月から6月にかけて、各施策の所管部局におきまして施策評価調書を作成します。この調書では、施策の目指すべき姿や取組の方向性の実現に向け、成果指標の実績値がどのように推移しているかや目標値に対してどの程度の達成状況であるかなどの確認を行うとともに、施策を構成している事業の有効性や優先性などの検証を踏まえ、施策の進捗に向けた現状での課題や今後の方向性を検討し記載することとしております。

この1次評価と並行しまして、5月から6月に、市民参加の場面となる行政評価市民会議の設置に向け市民公募委員の募集・選任を行います。この行政評価市民会議は、委員10名以内で構成し、座長役の1名以外は市民公募と

し、新たに平成28年度からスタートします無作為抽出による市民公募委員登録制度と従来型の手挙げによる公募を併用して、おおむね半数ずつ選任したいと考えております。

なお、できる限り幅広い意見等をお聞きするため、公募委員の選任に当たりましては、性別や年齢層、居住地域など、委員構成のバランスを考慮したいと考えております。

続きまして、6月から10月にかけて1次評価を行った33施策のうち、行政評価市民会議によりあらかじめ施策を選定し意見等の聴取を行います。

行政評価市民会議の流れですけれども、まず第1回目では、事務局である企画政策室から行政評価や施策について全般的な説明を行い、行政評価市民会議から意見等をいただく施策を一つから三つ選定していただきます。第2回目以降は、1回当たり1施策としまして、選定された施策の所管部局から施策の目標、内容や課題、今後の方向性について施策評価調書に基づき説明し、資料にも記載しておりますような点検の視点や意見、提案のポイントに基づき市民会議委員との質疑応答や意見交換等を行います。

市民会議では、1施策ごとに意見や提案等を取りまとめますが、一つの結論だけを導き出すことはせず、大勢の意見とそれ以外の意見のような両論併記で整理することを考えております。最後の会議では、市民会議による意見等に係る全体的な報告書の取りまとめを考えておまして、全体で5回の開催を予定しております。

続きまして、10月末をめどに所管部局で行った一次評価と市民会議からの意見等の両方を踏まえて、33施策の二次評価を決定します。その後、評価結果につきましては、最終的な評価調書のほか、市民会議における質疑応答や意見・提案も含め、市のホームページや当委員会などで公表、報告するほか、現総合計画の点検や新たな総合計画の策定に際し反映に努めるとともに、施策を構成する事業の見直しが必要とされた場合には、次年度以降の予算や事業実施への反映に努めるものいたします。

最後になりますが、資料1に戻っていただきまして、一番右下をごらんください。

破線で囲っている部分ですが、これまで実施している事業評価につきましては、例えば、平成27年度に新規で開始した事業で28年度以降も継続する予定の事業につきましては、引き続き実施してまいります。

○委員長

「次期総合計画の策定について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

平成31年度からの次期総合計画の策定について、28年度から取組を開始するに当たり、お配りしてございます資料に基づき説明いたします。

資料1ページ目には、平成21年度から30年間を計画期間とする現在の第6次小樽市総合計画について記載してございます。

「（1）計画の構成」では、基本構想、基本計画、実施計画の3層構想であることと、まちづくり5つのテーマを中心とした計画の構成をお示ししております。

（2）の策定の流れとしましては、STEP1、策定のための基本方針を平成19年6月に決定後、STEP2、基本構想の議決を20年10月に、STEP3、基本計画の議会への報告を21年3月に行ったことなど、主な経過をまとめたものであり、これに10年をプラスすることで、大まかなスケジュール感をつかんでいただけるものと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目、「2 地方自治法の一部改正について」ですが、従前は地方自治法により、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すものとして基本構想を策定することが義務づけられておりましたが、平成23年の地方自治法の一部改正により義務づけが廃止となったことから、基本構想を策定するか否かは市町村の判断に委ねられることとなったものでございます。本市においては、まちづくりを進めていく上で指針となる考え方や戦略を示す中・長期計画は必要であるとの考え方の下、小樽市自治基本

条例において計画の策定を規定しているところでございます。

「3 本市の次期総合計画策定に係る主な論点」としましては、記載のとおり、計画の構成や議決、計画期間と見直し、職員や市民の参画、スケジュールなどを検討する必要があると考えており、「4 平成28年度に実施する主な取組」にありますように、(1)の総合計画策定の基礎資料とするための市民等意向調査や(2)の第6次総合計画の点検などを実施するほか、ただいま申し上げました論点等について、庁内検討組織である総合計画策定会議による検討を重ねるとともに、議会へもお示ししながら、策定のための基本方針を検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長

「平成28年第1回石狩湾新港管理組合議会について」

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

石狩湾新港関係の案件となりますが、平成28年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が、去る2月22日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、2月12日の総務常任委員会で説明させていただきました平成28年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計予算、平成27年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計補正予算に関する件でありましたが、この件に関しましては、原案どおり可決されました。

○委員長

「公共施設等の現状と今後の課題について」

○(財政)渡部主幹

公共施設等の現状と今後の課題について説明いたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

現在、小樽市公共施設等総合管理計画の策定に向け作業を進めておりますが、その前段といたしまして、本市の公共施設等の現状と課題を把握することが必要となることから、このたび「公共施設等の現状と今後の課題について」として取りまとめましたので、説明いたします。

まず、表紙をめくっていただきますと、目次となっておりますが、全体的な構成は、第1章で小樽市の現況として人口推移や財政状況、公共施設等の概要について、第2章で公共施設の今後の課題として将来の更新費用の推計や今後の課題について、取りまとめております。

それでは、要点のみ、順に説明させていただきます。

1 ページ目、「はじめに」につきましては、本報告書を作成した理由について記載しております。

続いて、2 ページから 5 ページでは、小樽市の人口推計について記載しており、2 ページ、3 ページでは、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計や、4 ページでは、昨年10月に作成した小樽市総合戦略の人口ビジョンでの人口展望を抜粋しており、将来的に総人口が減少する傾向にあることを示しております。

また、5 ページでは、将来的に年少人口や生産年齢人口が減少し、老年人口が増加するといった人口構造の変化についても触れております。

続いて、6 ページから11ページでは、小樽市の財政について記載しておりまして、6、7 ページでは普通会計の歳入歳出の状況、それから8 ページでは更新費用と比較するための投資的経費の推移、9 ページからは市債残高などについて記載しております。歳出で扶助費が増加傾向にあることや、投資的経費における公共施設の新規整備に係る予算が少なく、既存更新に当ててきたことなどを説明しております。

続きまして、12ページから29ページでは、本市の公共施設等の概要について記載しており、12、13ページでは、用途分類別の保有状況、それから14ページから16ページでは、年度別の整備面積の推移、17、18ページでは、人口1人当たりの保有面積の推移と他都市との比較、それから19ページから27ページでは、12ページで記載してある用

途分類ごとの公共施設の一覧を記載しております。

続いて28ページでは、小樽市の公共施設の老朽化の状況、建築後30年以上経過している公共施設が全体の約67.8パーセントを占めているということで記載してございます。

また、29ページでは、耐震化の状況を記載しておりまして、昭和56年以前の旧耐震基準の延床面積が全体の57.5パーセントを占めているということで記載してございます。

続いて、30ページでは、これまで本市が必要に応じて維持補修や老朽化対策を行ってきましたが、今後多くの公共施設等が一斉に大規模改修や立替えなどの更新時期を迎え、多額の更新費用が見込まれることや、更新費用を試算する必要性と試算に当たっての条件を示しており、31ページから34ページでは、公共施設、インフラ施設、公営企業施設、それぞれの今後40年間の更新費用について、総務省監修の公共施設等更新費用試算ソフトを使って試算した結果を記載しております。

また、35ページでは、今後の課題について記載しておりまして、一つ目の「2. 将来人口の見通しと市有施設量」における課題として、今後の人口減少を見据え、公共施設の総量を人口に見合った施設に最適化することや、人口構造の変化に対応した施設機能のあり方などの検討、二つ目として「3. 将来更新費用と財政見通し」における課題として、公共施設、インフラ施設、公営企業施設の今後40年間の更新費用の平均が約139.7億円となり、直近5年間の投資的経費約48.2億円の約2.9倍の費用が必要となることなどを課題として挙げております。

次年度につきましては、この現状と課題を踏まえ、市民アンケートの実施や公共施設等の総合的かつ計画的な管理等に関する基本的な考え方を整理し、第4回定例会には小樽市公共施設等総合管理計画の素案をお示しできるよう取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

「公共施設等総合管理計画に係る市民アンケートの実施について」

○（財政）渡部主幹

続きまして、小樽市公共施設等総合管理計画に係る市民アンケート調査の概要について説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

まず、調査目的につきましては、本市の公共施設等の現状や取組を市民の皆様にも広く周知し、情報共有を図ることが必要であること、また、今後の施策方針の検討を進めるに当たり、市民意向を把握する必要があることであります。

アンケートの内容につきましては、道内6市町、道外8市、計14市町の事例を参考にしております。

対象者につきましては、20歳から74歳の8万3,631人を対象とし、総合計画の地区割で人口割合に合わせ、1,400枚配布することとしており、実施は4月から6月を予定しております。

回答必要数を、統計上必要な383枚と設定しております。

設問内容につきましては、Ⅰが属性ごとの傾向を分析するため回答者の属性に関する項目、Ⅱが公共施設等の老朽化問題に関する知見や関心度を把握し、今後の対応策へ反映するための項目、ⅢからⅥを今後の公共施設等の施策へ反映するため、現在の公共施設の利用頻度や利用しない理由、将来の公共施設の量についてのお考え、今後の維持・管理対策に関するお考え、施設の見直しの優先度、インフラ施設の維持・管理についてのお考えなどの項目として設定しております。Ⅶでその他として、公共施設やインフラ施設に対する御意見を自由記載していただこうと考えております。

アンケートには、先ほど説明しました小樽市の公共施設等の現状と今後の課題についての概要版を同封し、現状と課題を踏まえた上で回答いただけるよう準備したいと考えております。

また、概要版につきましては、広報おたる5月号への掲載も考えており、市民の皆様と本市の公共施設等の現状や課題について、情報共有を図りたいと考えております。

なお、将来の公共施設等に関する考え方について、若い世代についても意向調査が必要と考えており、市内の高校にお願いして、別途アンケート調査を実施する方向で検討したいと考えております。

○委員長

「日本ロジテック協同組合の電力供給事業からの撤退後の対応について」

○（財政）契約管財課長

日本ロジテック協同組合の電力供給事業からの撤退後の対応についてということで、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、「1 小樽市の状況」でございますが、日本ロジテック協同組合から電力供給を受けている施設数が、全体で47施設となっております。内訳としましては、小学校23施設、中学校11施設、小・中学校合計が34施設、その他の施設としまして、水道局、図書館、保健所等13施設となっております。契約期間につきましては、平成27年11月1日から28年10月31日まで。総支出予定額は、これは契約締結時の見込額であります。8,445万1,544円となっております。

次に、「2 経過」でございますが、小樽市では、電力の小売自由化を受けまして、平成24年度から入札により供給業者を選定しており、学校については26年度から、その他の施設については25年度から、それぞれ1年契約によりまして、日本ロジテック協同組合から電力供給を受けていたところですが、28年2月24日の報道によりまして、同組合が3月末をもって電力小売事業を停止することを確認し、その後、28年2月29日付けで同組合から3月末で電力小売事業を停止する旨の通知を受領しております。

「3 4月以降の対応」というところですが、4月からということで緊急を要するため、地方自治法第167条の2第1項第5号の規定に基づきまして、随意契約とすることとしまして、平成28年3月7日付けで新電力会社に見積依頼をしたところです。

対象事業者につきましては、昨年の入札時に全ての施設の入札に応札した3社を選定しまして、見積期限は平成28年3月11日までとしまして、内容は、施設数45施設。2施設の減少につきましては、色内小学校、北手宮小学校は4月1日から低圧電力に変更のため除外しております。契約期間につきましては、28年4月1日から29年3月31日までとしたものであります。見積結果につきましては、最低価格は水道局庁舎が株式会社SEウイングズ、総支出予定額169万1,928円、その他水道局庁舎以外の44施設につきましては伊藤忠エネクス株式会社、総支出予定額8,506万4,406円ということで、この2社と契約を締結することとしたものであります。合計の総支出予定額は、8,675万6,334円となっております。

これをロジテックと比較しますと、今回の見積りの条件45施設で、仮にロジテックと契約している単価を使用しまして総支出額を算定しますと、8,038万6,319円となるため、ロジテックと比して637万15円の増となる見込みであります。さらに参考としまして、上記と同様に北海道電力の単価を使用した場合の総支出予定額は1億446万4,098円となる見込みでございます。

○委員長

「平成27年度に実施した耐震診断結果について」

○（教育）施設管理課長

平成27年度に実施した桂岡小学校の耐震診断結果につきまして、診断が完了いたしましたので、報告申し上げます。

結果につきましては、資料をごらんください。

左から順に、施設名称、階数、構造、延べ床面積、建築年を表示しており、表の一番右側に今回の耐震診断結果(Is値)を表示してございます。

Is値とは、建物の耐震性能(地震に対する安全性)を数値化したもので、建物が震度6強の大地震に対し倒壊等

の危険性を判断する指標で、文部科学省の場合0.7を基準とし、0.7未満の建物については耐震補強が必要になるとされております。

診断結果につきましては、Is値が0.22となっており、耐震補強が必要との診断結果となりました。今後の耐震化工事につきましては、配置適正化計画に合わせて行ってまいります。

○委員長

「期日前投票所の増設について」

○選挙管理委員会事務局次長

期日前投票所の増設について報告いたします。

期日前投票所は、これまで市役所 1 か所に開設してきましたが、従前から増設要望があり、選挙管理委員会として検討してきた結果、2 か所増設することを決定し、次の選挙に向けてその準備を進めております。

開設する場所は、東西に 1 か所ずつ、東は銭函市民センター、西は塩谷サービスセンターといたします。

開設期間は、投票日の直前の週に 2 日間ずつの臨時開設とし、銭函市民センターは木曜と金曜、塩谷サービスセンターは火曜と水曜の開設とします。

開設する時間は、法定どおり朝 8 時 30 分から夜 8 時までとします。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第25号について」

○（総務）総務部次長

議案第25号小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの行政不服審査法の全部改正に伴う条例改正ということで、小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例を含め関係する五つの条例改正を行うものです。

その主な改正内容を説明いたします。

行政不服審査法の改正等に伴い、本年 4 月 1 日から、従来の異議申立てと審査請求が審査請求のみに一本化され、審査請求がなされた場合においては、公正な審理をするため、審査庁の職員のうち処分に関与しない者から指名される審理員が審査を行うこととされます。ただし、条例に特別の定めがある場合には、審理員を指名しないで審理手続を行うことができることとされております。

今回の条例の一部改正では、小樽市情報公開条例や小樽市個人情報保護条例に基づく開示決定などに関して、審査請求された場合には、それぞれの条例に特別の定めを設け審理員の指名を不要とし、小樽市情報公開個人情報保護審査会への諮問、答申に基づき裁定を行う現行制度を維持することとするものであります。

そのほか、同審査会に提出された資料の写しを、審査請求人等に送付する際の費用負担の規定の削除などの改正や、用語や引用条項の改正などの所要の改正を行うものです。

施行期日は、行政不服審査法の全部改正と同様、平成28年 4 月 1 日です。ただし、施行日前に行われた開示決定などについての審査請求については、従前のおりとする経過措置を規定します。

なお、小樽市情報公開条例及び個人情報保護条例について、パブリックコメントによる意見募集を行いましたけれども、意見の提出はございませんでした。

○委員長

「議案第28号ないし議案第32号、議案第34号、議案第37号及び議案第51号について」

○（総務）職員課長

総務常任委員会に付託されました条例案のうち議案第28号ないし議案第32号、議案第34号、議案第37号及び議案第51号につきまして一括して説明申し上げます。

初めに、議案第28号小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、分限処分の一要件が法律で明確化されましたことから、条例中の当該規定を削除するとともに、各条に見出しを付す等の所要の改正を行うものであります。

施行期日は、法の施行日に合わせ、本年4月1日としております。

次に、議案第29号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、これは平成28年度に実施いたします職員の研修派遣に当たり、派遣予定先の勤務時間が1週当たり38時間45分に満たない場合に、特例として当該派遣予定先の勤務時間を職員の勤務時間と見なすこととするとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

施行期日は、本年4月1日としております。

次に、議案第30号小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、公表事項に人事評価及び退職管理を加え、勤務評定を削り、あわせて行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立ての手続が審査請求に一元化されることに伴う文言整理を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、これらの法の施行日である本年4月1日としております。

次に、議案第31号小樽市職員の退職管理に関する条例案についてですが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、新たに職員の退職管理に関する条例事項が定められましたことから、これに沿って条例を新規制定するものです。具体的には、法で部長職に課される再就職者による依頼等の規制について、条例でその範囲を次長職及び課長職まで拡大するとともに、管理職の地位についていた職員が、退職後、営利企業等の地位についていた場合の任命権者への届出を義務づけるものであります。

施行期日は、法の施行日に合わせ、本年4月1日としております。

次に、議案第32号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案についてですが、これは先般、御先議いただきました国家公務員に準じた職員の勤勉手当の支給率の引上げに合わせ、市長、副市長及び教育長の期末手当を引き上げるものであります。ただし、当面はその引上げ分を凍結する取扱いとしております。

施行期日は、本年4月1日としております。

次に、議案第34号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案についてですが、これは条例の中で規定されております日額報酬の締切日に関する部分を削除するものであります。現行の10日締めめの21日払いでは、締めから支給までの期間が短く、これまで事務処理上支障を来す場面もありましたことから、月末締めめの翌月21日払いとすることで労使協議を行い、その了解を得たところであります。締切日については、当面は現行どおりとし、これを就業規則の中で明記することとします。今後一定程度の周知期間を確保した上で、締切日を変更することといたします。施行日は本年4月1日とし、合わせて就業規則の改正も行いたいと考えております。

次に、議案第37号小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、これは地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じ、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改訂するものであります。施行日は、政令の施行日に合わせ、本年4月1日としております。

最後に、議案第51号小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する一部を改正する条例案についてですが、水道事業の管理者に対しては、部長職の給与を支給しているものであり、職員給与条例の規定を準用することとされておりますが、同条例の一部改正の附則にまで準用が及んでいないことから、逐一管理者の給与等条例でも同様の附則を設けなければならないこととなっております。このたびの条例案はこの煩雑さを避けるべく、準用する規定に職員給与条例の一部改正附則を含めることとするものであります。また、各条に見出しを付す等の所要の改正を合わせて行うものです。

施行期日は、公布の日としております。

○委員長

「議案第33号について」

○（教育）教育総務課長

議案第33号旧制度に基づく小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例案について説明いたします。

この条例案は、新制度に移行し、新教育長が特別職となりましたので、旧制度に基づく条例を廃止するものでございます。

なお、新教育長の給与は、小樽市特別職に属する職員の給与条例の中で、勤務時間等につきましては、教育委員会規則にて改正法施行前に既に定めているところでございます。

○委員長

「議案第38号について」

○（財務）税務長

議案第38号小樽市税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

平成27年第3回定例会において、各税目の申請書類等の記載事項に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に定める個人番号を追加するため条例改正を行いました。昨年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱によって、その個人番号利用手続が一部見直しとなり、市民税及び特別土地保有税の減免申請の際に、個人番号の記載を要しないことが示されたことから、今回、同条例の一部改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日としております。

○委員長

「議案第52号について」

○（教育）指導室主幹

議案第52号小樽市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、学校教育法の一部改正に伴い、小樽市いじめ防止対策推進条例の第2条2項の学校の定義に新たに制度化された義務教育学校の文言をつけ加えるものであります。

○委員長

「議案第53号について」

○（教育）生涯スポーツ課長

議案第53号小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

小樽市望洋ジャンプは、平成10年5月に開設され、翌年2月の第54回国民体育大会のジャンプ競技に使用されて以来北海道スキー選手権大会兼南北北海道高校スキー大会のジャンプ競技に使用されてきましたが、大会開催の経費や施設整備のための経費の負担など、財政的な問題もあり、平成19年1月以来使用されておらず、この間、施設の老朽化等も進んでいることから、今回、廃止することとし、条例を改正するものであります。

なお、施行期日は本年4月1日としております。

○委員長

「議案第54号について」

○（消防）予防課長

当委員会に付託されております議案第54号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

このたびの一部改正につきましては、平成15年に施行された対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が10年以上経過し、制定当時に想定されていなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえて、27年11月に同省令が一部改正されたことに伴い、小樽市火災予防条例についても同様に一部を改正するものであります。

主な改正内容の一つ目は、直火で加熱した鉄プレートで調理するガスグリドル付こんろの流通に伴い、ガスグリドル付こんろと比較し、火災危険性に差がないことなどから、ガスグリドル付こんろと同じ項目に追加するものです。

二つ目は、電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIHクッキングヒーターの入力値が、これまでの4.8キロワット以下の製品に変わり5.8キロワット以下の製品が普及してまいりましたが、両製品を比較しても火災危険性に差がないことなどから、現在の最大入力値4.8キロワット以下を5.8キロワット以下に引き上げるものです。

なお、施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

○委員長

「議案第59号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第59号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

本年2月4日、5日と、小樽港に米軍第7艦隊所属掃海艦パトリオット、ミサイル駆逐艦ベンフォールドが寄港しました。外務省は、これまでの見解と同様に、「米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断」、「照会のあった米国艦船については搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していません」との回答をしていますが、米軍は核兵器搭載について肯定も否定もしません。

日米間に核密約があるのは実証済みで、日本政府との事前協議なしに核兵器搭載艦船や航空機が自由に入出りできるというのは、米国の公開文書でも既に明らかにされているとおりで。

平和な商業貿易港である小樽港に、米艦船の定着はふさわしくありません。神戸市会は、神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択しました。以来、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、1隻も入港していません。

小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っていません。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

「議案第60号について」

○（消防）大澤主幹

当委員会に付託されております議案第60号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、平成28年4月1日に施行される非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に準じ、小樽市消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合における傷病補償年金又は休業補償の額に乗ずる調整率の改訂及び行政不服審査法の全部改正によって不服申立ての手続が審査請求に一元化することに伴う文言の整理を行うものです。

改正内容につきましては、第26条の「異議申立て」を「審査請求」に改め、附則第5条第2項及び第5項の調整率を引き上げるものです。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、民主党、公明党、新風小樽、自民党の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎国内定期航路誘致について

まず、石狩湾新港についてお伺いしたいと思います。

石狩湾新港国内定期航路誘致期成会についてであります。

2月12日の総務常任委員会におきまして、小樽市がオブザーバー参加するということが報告されております。2月12日から3月16日まで、一定の期日が過ぎているわけでありますけれども、現状においてどのようになっているのか、それについてまずお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

石狩湾新港国内定期航路誘致期成会に対する小樽市の対応の現状につきましては、本市が本年1月にオブザーバーとして入会した後、同月下旬に小樽商工会議所が同期成会の会員として入会しており、その後、本市として、期成会のこれからの動きについて情報収集に努めているところであります。

○酒井（隆裕）委員

情報について捉えていくというお答えであったと思うのですが、そもそもこの国内定期航路について、私も2月の総務常任委員会の中で小樽港との競合なども含めてあるのではないかと、そういったことも含めて、しっかりと情報収集する必要があるのではないかとということを申し上げてきました。そうした点で、小樽市のみならず小樽商工会議所も参加されるということで、その点については一定程度評価できると思います。

ここで1点お伺いしたいのが、この国内定期航路誘致について、石狩湾新港管理組合議会において、一定程度の報告、それからそれについての港湾計画の位置づけなども、もちろん含めてあると思うのですが、そういったことについて石狩湾新港管理組合の中では情報などというのは出されているのでしょうか。それについて確認したいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

国内定期航路の期成会の関係ですけれども、石狩湾新港管理組合としては、あくまでもオブザーバーという立場ですので、期成会の動きには注視しているという状況にとどまっているということで聞いております。

○酒井（隆裕）委員

いずれにいたしましても、これがそのまま進められるということになったら、小樽市としての影響、小樽港としての影響も含めて非常に大きなものになるのではないかとこのように思います。期成会としては、どのように要望されているかといいますと、背後圏の企業と国内他地域の物資の流通が非効率だということ、それから定期航路が太平洋側に集中していること、防災上のリスクを緩和するべき、こうしたことを理由にしているわけであります。このようなことは、小樽港においてということであれば、それほど私は非効率ということにもならないですし、それから防災上のリスクということでも、問題にはならないのではないかとこのように思います。そうしたことも踏まえて、しっかりと石狩湾新港組合とも小樽市として協議を進める、又は情報収集にも進めていただきたいと思います。

もう一つお伺いしたいのが、石狩市との連携についてでございます。

石狩市もこうした国内定期航路を要請されているということも既に示されているとおりでありますし、石狩市としてポートセールスなども、石狩市長が石狩湾新港に行っているということもぜひお伺いすることです。

小樽市も、この石狩湾新港における副管理者ということもありまして、情報の共有なども十分に行っていただかなければならないと思うわけでありまして、そうした石狩市と、副管理者同士として、情報の共有はどのように行われているかについてお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

情報の共有ということですが、もちろん国内の定期航路の関係も含め、総務常任委員会でもお話のありました外貿のRORO船の情報につきましても、石狩市には情報の開示をということで問い合わせしているところがございますけれども、石狩湾新港管理組合以上の情報は持ち合わせていないということでありました。ただ、今後におきましても、機会を捉えまして、石狩湾新港管理組合、それから石狩市ということで、情報共有を図っていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎行政評価について

次に、行政評価における市民参加の導入についてであります。

このことについて、市民参加を導入すること自体については、全く否定することではありません。しかしながら、行政評価そのものが市政運営上の一つの参考意見にすぎないはずではないかということ、私は申し上げたいわけでありまして。言ってみれば、判定結果がそのままひとり歩きしてしまうということについては、非常に危惧するものであります。各事業がどのように行われるか、そういうことにつきましては、議会での議論、そうしたことをはじめ事業を利用する方を含む市民の中でも十分検討されること、それから合意を抜きにした結論の押しつけというのは、全く許されるものではないと思うのです。そうしたことについて、小樽市としての考え方をお伺いしたいと思うのであります。

○（総務）企画政策室安部主幹

今般の行政評価における市民参加の導入について御質問がありました。

当方としましては、行政評価の過程は、これまで一次評価、二次評価と、全て市の内部で評価をしてきておりますけれども、そうした過程の中に、市民からの意見や提案を求める場面を設けると。その中で、市が取り組んでいる内容について、市自体がまずどのような課題認識をしているのか、今後どのようにしていこうと考えているのかといったことを、まず市民に知っていただく、説明する場面という位置づけで考えております。

それから、我々が行政運営を行う中で、行政サイドからの視点だけでは気づかないような課題ですとか、足りない点などについて、市民の視点からも意見や提案を求めたいという趣旨で、こうした制度を導入したいと考えております。市民からいただいた意見につきましては、いわゆる事業仕分けなどのように、一方的に会議で決まった内容をすぐ実行しなさいという形ではなくて、それをまた市で受けて、その実施について可能かどうかというものを検討しながら、市で行う一次評価とあわせて、事業や施策の反映に努めたいというような流れで考えております。

○酒井（隆裕）委員

一方的にしないというのは、本当に大事なことだと思うわけでありまして。そうした中で、お伺いしたいのが、この行政評価における市民参加の導入におきまして、判定結果を予算編成などで最大限尊重するような、特別扱いしないということが求められると思うのです。先ほど述べたように、一つの参考意見にすぎないというわけでありまして、その一方で、市民から寄せられた意見については尊重していくということも、あわせて求められると思うわけでありまして。そうした考え方についてお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

委員のおっしゃるとおり、市民参加の場面で意見・提案などを受けますので、それを全く無視するわけにもいきませんので、当然それを、今考えているのは報告という形で受けて、そうしたものも、例えば行政評価の過程ですとか結果をホームページで公表する際には、そうした意見も残らず掲載したりですとか、それから二次評価を決定

する場合に、当然その意見、提案等も踏まえて、市として決定していきたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

市民の意見も残らず掲載するというので、その点では一定程度そうした保障はされるのかなというふうに思います。

もう一点確認したいのが、市民が決めたからといって、このことがすぐに決められるということになれば、少々問題になるのではないのかと。言ってみれば、市民が決めたのだから、サービス削減についても従いなさいということに使われることを、私はすごく危惧するわけであります。私は、そうしたことは許されないと思うのですが、そうした危惧について、どのようにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる国でやられた事業仕分けのように、市民が参加したそういった会議の中で出た結論が、そのまま事業実施に反映されるというような流れではなく、あくまでもいったん市で、そうした意見を受け取った上で、これまでの経過などもございますので、実際にそうした意見を取り入れて、本当に市民全体にとっての有効性ですとか、そういったものに結びつくのかというものも市でも十分検討しまして、評価結果というものをを出したいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○酒井（隆裕）委員

この点の最後に、私の主張も含めて申し上げたいのが、先ほど事業仕分けのような一方的で乱暴なやり方はしないというふうにおっしゃられたのですが、国が行った事業仕分けそのものが、非常に私は安易かつ粗雑な手法であると思っています。今回、この行政評価結果が、そのまま進められることになって、市民サービス削減ということにつながるということについては、やはり私も反対していかなければならないと思うのです。やはりそうしたことは起こらないと、むしろ市民のサービスの向上につながるために、こうした市民参加の導入につながるのだということも含めて、お答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

繰り返しになりますけれども、この市民参加の中でいただいた意見、提案等につきましては、実際の事業実施、施策の実行に向けて、使えるかといいますか、反映できるかということは、市で十分に検討しまして進めていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎小樽まちづくりエントリー制度について

次に、小樽まちづくりエントリー制度についてお伺いしたいと思います。

ここで、どういった審議会等がこのエントリー制度の対象になるのかということが、大きな問題になると思います。以前、委員会でいただいた資料の中では、各種審議会一覧として、現在休止中のもも含め、77の各種審議会があると説明されていると思います。こうした中で、今回、無作為抽出による市民公募委員登録制度を進められるというわけでありまして、どうしてもこういった制度になじまないもの、若しくは法律上入ることが適当ではないもの、条例の中でも示されていないものがたくさんあると思うわけでありまして、そこで、お伺いしたいのが、現時点で制度導入を考えていないもの、それから参加を考えているもの、それから決まっていないもの、それぞれ審議会ごとに示していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

小樽まちづくりエントリー制度の導入を考えていないものということで、まず、専門性の高い審議会、専門知識が必要だというものにつきましては、この制度の導入については当てはまらないと思っております。あと、個人情報等を扱うものなどというのも同様であると認識しております。主に、各種審議会につきましては、条例なり要綱なりで定められておりますけれども、その中で委員の構成という部分が規定されているものがございますので、その

中で市民に入っていただくという形になっていないものもございますので、そういったものにつきましては、この制度からは除かれると考えてございます。

それから、導入を予定しているものですが、これまでも、市民参加、随時、広報等で募集をかけて参加していただいた経過がございます。そういった審議会が主となっていくと思いますけれども、改めて、例えば平成28年度から新たに立ち上げる審議会等もございます。前段で御質問がありました行政評価市民会議というものも新たに加わってまいりますので、こういった部分については導入をしてみたいと考えてございます。

それから決まっていないうものがございますけれども、これまで市民公募を行っていない審議会というのもございます。そういったものにつきましては、その審議会の性格等を踏まえまして、必要があるのであればその都度判断していく必要があるかと。それからもう一つ、従来型の公募も今回の制度では併用するという形で考えてございますので、その従来型のやり方だけで市民参加を行いますというものにつきましては、これも審議会の性格を見て、その時点のケースごとに判断をしていく形になるのかと思っております。

○酒井（隆裕）委員

なじまないものということで、幾つか出させていただいて当然だと思うわけです。専門性があるもの、それから個人情報にかかわるものというのは、確かななじまないものだろうということわかります。そこで、確認したいのが、こうしたまちづくりエントリー制度についてのことで、例えば条例等で組織構成が示されているものがあるわけでありまして。こうした中で、なじむなじまないにかかわらず、例えば条例を変えてまで、新たなこの制度で無作為抽出による市民公募委員が入るということは想定されるのかどうか、これについて確認したいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今の時点では、新たにそれぞれの審議会の条例を変えて、このエントリー制度の適用を考えるという部分までは考えてはございません。ただ、多くの条例を見ておきますと、例えば、学識経験者ですとか、団体の代表者、それからその他市長が必要と認めるものというのが入っているケースがかなり多くございますので、条例改正に至らなくても、そういった部分で総合的に判断することが可能であれば、市民参加というのは可能になってくるのかなというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

聞きたいのはまさにここでして、市長が必要と認めるものという形ではありながら、現在も市民などが入っていないというそういった審議会もあると思うのです。そこに、その他市長が必要と認めるものという形であれば、こうした無作為抽出による市民公募委員制度が、そのまま導入されるのではなかろうかと。だから、そういった整理はきちんと成されているのかというのが、少し気になるのが一つ。それから、既に規定がないものというのもありますよね。そういったものも含めて、どれがこうしたまちづくりエントリー制度に該当するのか、それともしないのかということがしっかりと整理されているのかと。

これまでいただいている資料の中では、審議会等の例について、青少年問題協議会でありますとか、地方港湾審議会、総合計画審議会などが示されているわけでありましてけれども、それ以外のものについても、そうした制度設計なども含めて行われているのかどうか、これについて確認したいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

確かにその他市長が認めるものというのは、かなりぼやっとした形にはとられるかと思うのですが、やはりその審議会の性格によって、この判断というのは大きく変わってくると思います。やはり市民が入った審議のほうが広く行き渡るとい部分もありますし、逆に市民という部分の参加ではなくて、先ほど申したような専門の部分ですとか、そういった方々で整理していったほうが適しているのではないかと審議会もあると思いますので、それはやはり審議会ごとに整理していく必要があるというふうには思っております。

○酒井（隆裕）委員

なぜこのように述べるかといいますと、先ほどの行政評価における市民参加の導入でも申し上げたのですが、こうした審議会の中に市民が入るということで、仮に市民サービスが削減される、そうしたことが審議会の中で提案される、議論されるということになったときに、市民参加であるから、こうしたことについては問題ないのだというふうに使われるのは、非常にまずいことだと思うからなのです。そうしたことも含めて、現在におけるこの無作為抽出による市民公募委員登録制度については、私は全て否定するものではないです。ですが、試行的にとはいえ、やはり拙速であるということについては、やはり変わりありません。現在において、そうした制度が導入されるということは、もう既に決まっております、その準備も進められて既に動き始めているところではありますけれども、今後は、そうしたことも注視して行っていただきたいと思えます。

◎議案第34号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第34号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案についてお伺いしたいと思います。

これについては、非常勤職員が受ける日額報酬の支給対象期間の変更に伴って改正を行うものという形で説明されているところであります。この支給対象期間の変更ということでもありますけれども、先ほど一定程度御説明いただいたのですけれども、もう一度説明いただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

現在、日額等の報酬についての締め日、これが毎月10日ということになってございまして、これを毎月その月の21日に支給するという形になってございます。これを毎月末日締め、月末に締めたものを翌月の21日に支給する取扱いに改めたいということでございます。

○酒井（隆裕）委員

そうすると、現在においては、締め日から支給日までの期間が11日だったところが、末日締め、それから翌月21日支給ということで、21日間という形になると思うのですけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

○（総務）職員課長

そのとおりだと思います。

○酒井（隆裕）委員

なぜこのような変更をしなければならなかったのでしょうか。

○（総務）職員課長

今までの10日締めの21日支給ということでございますと、通常、間に土日が含まれる。それと、例えば祝日等があった場合に、実際の事務を処理する時間が確保できないということが、実態としてございました。日にちは確かに10日程度あるのですが、今は、振り込みという形を取っていますので、金融機関にデータを出すという期間も確保しなければならないということを考えますと、実際に祝日等を挟んだときには、例えば10日締めということなのですが、データを出すのが、過去の例ですけれども、9日にデータを出してというような実態、10日の勤務を見ない上でデータを出してもらわなければならないというような実態も過去にあったというケースもございますので、そのようなことは防ぎたいということと、あと電算のシステムが変わったということで、月をまたぎますと、余計な事務処理も必要になるという部分もございまして、それを月末締めにするすることで、そういう事務処理の軽減も図りたいということで考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

事務処理上というのが、一つの理由だというふうに思うわけでありまして。そこでお伺いしたいのが、一般的にこうしたものを変更するという形であれば、労働組合等と協議などされると思うのですけれども、そうした労使交渉は成立しているということでもよろしいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○（総務）職員課長

先ほど、議案の説明の中でも若干申し上げましたけれども、これについては嘱託組合と交渉させていただきまして、既に妥結をいただいているというところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それについて、嘱託組合からは、どのような要望などがありましたか。

○（総務）職員課長

この締め日の変更で問題になるといいますか、考えられる問題点は、例えば4月の時点で、例えば3月末締めに変えた。今までは10日締めだったのを3月末で変更して21日支給という形に変えたとしますと、4月に支給する分が、結局10日分、約3分の1減るという形になります。そうしますと、やはり生活給としてその報酬を消費されている方については、生活上の問題があるということで、やる場合には、一定程度周知期間を設けて、必要な準備が行えるような期間を設けた上でやっていただきたいということで、それは前提ということで話をさせていただいた上で妥結をいただいたということでございます。

○酒井（隆裕）委員

いずれにしても、職員にとっては非常にマイナスな部分が、どうしても避けられないのではないかと思います。先ほど周知期間を一定期間設けるということで示されましたけれども、周知だけで、そうした3分の1などのマイナス部分というものも全部カバーできると考えでしょうか。

○職員課長

確かに御指摘の点のごもつともだと思いますけれども、実際にこの事務処理上の不都合を解消するためには、このような手続をとらせていただく必要があるということで提案させていただいたもので、あとは周知期間、準備する期間を設けていただければということで妥結をいただいておりますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

周知期間を設けるということは、実施するということになれば当然だと思うのですが、現時点では、どの程度周知期間を設けるといふふうに考えられているのか、まだ決まっていないと思うのですが、現在の考え方について説明していただければと思います。

○（総務）職員課長

嘱託組合とお話をさせていただいた中では、先般、交渉を行ったのですが、6月に改めるということでどうかということで、それについて承はいただいている状況でございます。

○酒井（隆裕）委員

6月に改めるということになれば、もうすぐ迫ってくる話だと思います。私自身こうした職員のかかわる部分ということについては、事務手続上とはいえ、不利益にかかわる問題であり、なかなか賛成しかねるということは申し上げたいと思います。

◎電力供給事業撤退後の対応について

次に、日本ロジテック協同組合の電力供給事業撤退後からの対応についてお伺いしたいと思います。

説明であったとおり、新たなところが変わるということになりまして、それで一定程度費用がかかるという形で説明があったと思うのですが、そもそも従前は北海道電力から供給されていたわけですが、そこから変更されるということで、どれだけ削減する、そうした効果を狙っていたのか、これについて説明していただければと思います。

○（財政）契約管財課長

北海道電力からの変更のときの効果というか、北電が入札に参加していたのが平成25年になりますので、25年度

のときの新電力の落札額、それと北電の応札額を比較しますと、940万円の差がありました。入札の結果として、これだけの効果があったものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

940万円の効果ということでありますけれども、その一方で、今回の部分で637万円の増ということで説明があったわけであります。非常にこうした新電力会社の基で行われるということであると、供給はすごく不安定になるのではないかという、そのことは既に危惧されていたところではありますけれども、実際にこういうことが起きて、この小樽市でもこうしたことに巻き込まれる結果になったというふうに思います。

そこで、多くの自治体の中では、電力が安定供給できないのではないかと、途絶える危険性があるのではないかと、ということも含めて、従前のほうでの電力会社に切り替えるという形が出ていると聞かれています。こうした動きについて、小樽市としてどのようにつかまれているのか、わかる範囲で説明していただければと思います。

○（財政）契約管財課長

今回の件を受けまして、ロジテックと契約中又は契約予定の自治体から情報収集等を行ってまいりましたが、北電に一度戻すというところ、また新電力と契約するところなど、対応は分かれているところがございます。今後につきましては、ロジテックに限らず、新電力と契約している自治体も含めまして情報収集等を行いまして、今後の小樽市としての方向性を検討してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

今回は、緊急を要するため随意契約ということになったわけですが、今後については入札で普通に行われるということで確認してよろしいでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今回は随意契約で、1年ということに契約させていただきました。それで1年後につきましては、再度入札という形で業者を選定してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

危惧されるのは、電力がきちんと安定供給されるのかというのがやはり非常に大きな問題だというふうに思うわけです。国では電力自由化に関しまして、非常に安く競争の原理によって電力が供給できるのだと、すごくバラ色のように説明していたわけであります。しかし、実際ふたを開けてみると、こうした事態が生じてしまったと。そうした中で、今回も新電力会社に随意契約をされるということでありますけれども、そうした安定度とかも含めて、大丈夫なのかという言い方はすごく失礼なことだと思います、大丈夫だからこそきちんと契約されたと思うのですが、今後において、そうしたものが担保される保証はあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

電力の供給につきましてはコスト削減、それで安定的な供給の観点から供給先を決めていきたいと考えております。4月から自由化の範囲が拡大されますので、さらに多くの小売電気事業者が増えていくものと考えております。小樽市におきましては、1年間のサイクルで入札をやっておりますので、こういうリスクがあった場合の影響については、最小限にとどめられるものと考えておりますけれども、新たな契約時におきましては、その辺のリスクに対応できるような業者選定基準ですとか、その辺も検討していかなければならないということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

今のところ、新電力については、旧電力よりも安い価格で供給されている、そういった現実があります。しかしながら、その理由として、予備の発電所の負担、それから送電設備などを全て大手電力会社が負担しているからという、そうした考え方もあるわけであります。もし地域独占型の手電力会社が送電網や予備発電を負担できなくなるという形になったら、大幅値上げにつながるということも指摘されているわけであります。

先ほど、そうしたことについて、小樽市では1年サイクルで入札を行っている、リスクの影響を最小限にとど

めるような、そうしたことも行っているということで説明されていましたが、実際問題、そうしたリスクがあるということについては、承知した上でこうしたことになっていると思います。最後に私のそういった危惧について、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

確かに電力自由化に伴いまして、こういうケースの発生もあるというような話は聞いておりましたが、今回のロジックの件については、その中でも少々特殊なケースかというふうに考えております。今回、契約予定であります 2 社につきましても、独自で電力事業にもかかわっておりますし、そういうような安定した経営ができる業者を選定できる方法というのも検討していきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

安ければいいのだというのは、やはり問題だと思うわけです。結局のところ、あまり申し上げないほうがいいのかな。私も、決して大手電力会社の肩を持つわけではないのです。そういったことでは全くないのですが、結局、契約したけれども、その会社が事実上潰れてしまって高くなってしまおうという、そうしたリスクのこともあって、そういった発言をしたわけでありまして。その点については、御留意いただければと思います。

◎期日前投票所の増設について

次に、選挙の投票所についてお伺いしたいと思います。

期日前投票所の増設についてであります。

昨年の第 2 回定例会の中で質問をさせていただきましたが、今回、報告がありまして、期間は限定されているわけですが、利便性も向上される期待がありまして、今回の選挙管理委員会の決定には非常に敬意を表したいと思います。

そこで、今後の考え方、それから課題等も含めて示していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今まで増設が困難である理由といたしましては、場所の確保、経費の増大、投票所事務従事者の人員増加という三つの理由が主にありました。今回の増設につきましても、法定期間の全期間、参議院選挙でしたら 16 日間全てを開くのではなく、塩谷地区と銭函地区にそれぞれ平日の 2 日間ずつ開設すると。さらに、それらの開設日を重複させないことで、必要最少人員の職員で行うことができますので、経費と従事者の課題を解消したスタイルということになってございます。

今後につきましては、実際にこれから選挙を数回やってみながら状況を見て、運用上の課題については拾っていきたくて考えております。

また、今後ということですが、今回、今まで不便でありました地域の方々、これらの方々の利便性の向上を目的としまして東西 2 か所に開設するものでございますけれども、まずは今の新たな投票所につきまして、適切に事故なく投票を受け付けすることにしっかりと力を注いでいきたいと考えてございますので、当面はこのまま、場所としては 2 か所、継続して行っていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎公立高校の配置計画について

次に、公立高校の配置計画についてお伺いしたいと思います。

道教委は、6 月の高校配置計画案の中で、新たな学校を示す予定だというふうに示されています。ここで検討委員会に小樽市も参加するということでもありますけれども、現在の状況について示してください。

○（教育）学校教育課長

昨年の第 3 回定例会の総務常任委員会の質疑の中で、9 月に決定して、その後の動きとして検討委員会が開催され、市教委としてもそこにオブザーバーで出席をするという形で答弁申し上げましたが、その後、道教委から、少

し方針が変わって、検討委員会を開催するのは実際に学科が定まってからという形で、そこから検討委員会を立ち上げるというなお話がありましたので、現在のところはまだ検討委員会は開かれていないという状況でございます。

○酒井（隆裕）委員

定まってからというのは、非常にやはり問題だと思うのです。私たちは認めたわけではないですけども、小樽市として、こういった学科が必要だということ saying いたわけでありますから、やはりそうした学科についても、6月の計画の前に示されるように要望していくべきだと思うのですけれども、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長

検討委員会自体はそういう形になったのですが、道教委の担当の職員も、地元の声を直接聞きたいということで、昨年の11月に商工会議所ですとか、中小企業家同友会、それと建設事業協会と意見交換を行って、そして今年に入りまして、1月には市内小・中学校の校長会との意見交換、それと銭函の北海道職業能力開発大学校ですとか、あと小樽商科大学とも直接意見交換をして、その中で私もそれぞれの場面で同行させていただいていますので、そういった意味で、道教委としては、学科の検討については地元の声、小樽市として昨年の1月13日に要望書を出していますけれども、そういった中を踏まえた上で、さらに直接そういった地元の声を聞きたいということで、現在そういったことも踏まえまして、鋭意学科を検討しているという状況でございます。

○酒井（隆裕）委員

◎就学援助制度について

次に、就学援助制度についてお伺いしたいと思います。

まず、ホームページの記載については、大きな前進であり評価するものであります。周知の方法について、質問したいのですけれども、文部科学省の発表による調査の中では、ホームページ、それから広報誌、それから就学案内の書類に記載、これについてでありますけれども、今回のホームページによってこれが全て満たされたというふうに捉えてよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○（教育）学校教育課長

まず、3月10日にホームページに出しまして、その前にも第4回定例会の中の質疑の中でもお話しさせていただきましたとおり、小樽市では前年度の対象であったか否かにかかわらず、全ての小・中学校を通して保護者に周知しているという形でございますので、実際、小学校新1年生が入学の際は、説明会等で周知している状況なので、このホームページの公表に合わせて周知はしていると。

ただ、入学案内書というような形で一緒に合わせているかというところは、そこはしていませんけれども、先ほど申したとおり、入学説明会のときには、ほとんどの方がいらっしゃり、そこで周知しているので、文部科学省が求めている周知方法ということでいけば、今回のホームページの公表をもって一定程度できているというふうに認識しております。

○酒井（隆裕）委員

私が確認したかったのは、これは文部科学省の周知方法で、ホームページ、それから広報誌、それから入学案内の書類に記載ということで、全て満たされたのかと。従前では、全て空欄だったわけですよね。ですから、今回のホームページに記載されたということと、いわゆる広報誌のことも含めて全て満たされたということで確認してよろしいのかということでもあります。先ほど御説明の中では、入学時に書類を配布しているということであれば、この就学案内の書類に記載と同様ではないのかと思うのですけれども、そういうことではないというふうに文部科学省では判断されているということなので、その点については再度御答弁を願いたいと思います。

◎就学援助の入学準備金について

最後に、就学援助の入学準備金を入学前の 3 月に前倒しで支給することについてであります。

これについては、教育部長から、費用的な負担はないと。ただその一方で、転入などの課題はあるのだということを示されていたわけでありまして。私としては、一刻も早くそれを実現していただきたい。今年度はできないにしても、来年度の早い時期にそういったことができるように、今からそういったことの対策を進めていただきたいと、そういったことを申し上げたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

済みません。先ほどの御質問の中では、広報誌について掲載はしておりません。

そして、入学準備金につきましては、現在、鋭意検討している最中でございます。いろいろ、第 3 回定例会の中では、会計上の問題ですとか、あと、いわゆるいつの時点の収入を採用するかというような形で、検討を進めていくという答弁だったと思うのですが、会計上の問題については、そこはクリアされていると認識しておりますが、やはりまだ道内でどこもやっているところがないということで、情報量としては少ないのですけれども、新潟市でこのたび実施するというような話があって、直接、担当から確認したところ、対象となるのは中学生だけということで、小学校新 1 年生は対象にはしていないという話でしたので、その辺の小学校はどうするのかというような問題と、あとやはりどの収入を使うかという部分は、現在は平成 28 年度の就学援助であれば、前年の収入ということで 27 年の収入を使っているのですけれども、実際、その入学準備金の入学前支給をしている福岡市の例でいきますと、6 月に決まる市民税の所得割額ということなので、収入ベースとすると前々年の収入ということになりますし、やはりそういったスケジュール的な問題ですとか、あと周知方法です。今、先ほど申したとおり、2 月に小学校新 1 年生については周知できているのですが、やはり 3 月までに支給するということになると、その周知方法も新たなものを考えなければならないということと、あとは効果というか、大体 2 月ぐらいには、例えば制服をそろえたりですとか、いろいろなものが 2 月中にそろえているのではないかという現状の中で、福岡市のように 3 月下旬の支給でどのぐらいの効果があるかという部分も含めて、今後さらに検討していきたいと考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党に移します。

民主党。

○佐々木委員

◎標準学力調査等の実施について

まず 1 点目、平成 28 年度小樽市教育行政執行方針について伺います。

その中で、まず、標準学力調査等の実施ということで、実施学年が小学校 3 年生、中学校 1 年生から小学校 5 年生、中学校 2 年生というふうに変更をしていますけれども、まずは、標準学力調査の実施目的、それから現在行われている全国学力学習状況調査との違いについて御説明をお願いします。

○（教育）指導室主幹

初めに、標準学力調査の目的ですが、小学校 3 年生と 5 年生、中学校 2 年生を対象として、4 月中に実施することで、全国学力学習状況調査とあわせて、早い段階からきめ細かな学力の状況を把握し、学年の教科や領域を重点的に指導することにより、児童・生徒一人一人に基礎学力の定着を図るものであります。

全国学力学習状況調査との違いについてですが、標準学力調査は、1 単位時間の中で基礎と活用に関する問題で構成されておりまして、実施時間は、小学校 40 分、中学校 45 分となっており、国語と英語については、聞き取り問題が含まれております。

○佐々木委員

小学校の学年を一つ増やして、中学校 1 年生から中学校 2 年生にずらした、この変更理由を説明してください。

○（教育）指導室主幹

これまでは小学校 1 学年、中学校 1 学年だったのですけれども、先ほどの実施学年、小学校に 1 学年増やすことで、早い段階からきめ細かな学力の状況を把握し、個に応じた指導ができるようにということで増やしたという経緯でございます。

○佐々木委員

先ほどから実施方法を少しずつお聞きしているのですが、もう少し使用時数とか、時期は 4 月と伺いましたが、費用や採点方法などをもう少し詳しく説明してください。

○（教育）指導室主幹

実施内容について、もう少し詳しく申し上げますと、小学校 3 年生と 5 年生は国語と算数、中学校 2 年生は国語と数学と英語及び総合質問紙調査となっており、中学生は学力以外の生徒の個々の状況についても把握する予定となっております。

なお、本調査は教育研究所の小・中学校各種検査経費で計上しており、実施後の採点や集計等は業者が行うこととなっております。

○佐々木委員

◎健やかな体の育成に向けた取組について

二つ目です。

健やかな体の育成に向けた取組ということで伺いますが、これについて、持久力等が劣るのはスマートフォンに一因があるのだというふうな報道もありますが、市教委もそのようにお考えなのか、その辺いかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

持久力とスマートフォンの関係ですが、直接の因果関係は明らかではありませんが、スマートフォンなどを深夜遅くまで使うことが睡眠不足につながり、体調不良で朝食が食べられなくなるなど、生活習慣が乱れ、学力や体力にも影響を及ぼすことが考えられます。

○佐々木委員

そういうことも考えられるかなと思いますけれども、今回その対応として、体力向上実践校を 1 校指定して、そして取組を行うということですが、もう少し具体的に説明をお願いしますか。

○（教育）指導室主幹

奥沢小学校を体力向上実践校に指定し、体育を専門とする教員を奥沢小学校に加配することで体育科の指導方法の工夫改善に関する実践研究を行う北海道教育委員会の体育専科教員活用事業の参加を現在申請しており、外部講師を招いた公開研究会を開催するなど、子供たちの運動やスポーツに対する意欲を向上させる体育科の授業改善の成果を、広く市内の教員に普及する取組となっております。

○佐々木委員

その配置される教員というのは、よほどスペシャルな、そういう体育について専門的な技能や知識をお持ちの方なのですか。

○（教育）指導室主幹

体育の専門の教員ということで、そのような教員が加配される予定となっております。

○（教育）指導室長

小・中学校の体育の免許を持った教員でありまして、長く中学校で体育の指導をしていた教員ということで考えてございます。

○佐々木委員

また、見た中では、全小・中学校に数値目標を設定した体力向上改善プランを策定して、1 校 1 実践の取組を行

うということでしたが、例えばこの 1 校 1 実践の実践例というのは、どのようなものを想定されているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

体力向上に向けた 1 校 1 実践の取組は、既に全小・中学校で行われておりまして、例えば、小学校では、縄跳びやマラソン、道教委のどさん子元気アップチャレンジへの参加、あと中学校では、体育の授業におけるサーキットトレーニングや筋力の補強運動などが実践されており、限られた時間の中ではありますが、それぞれの学校の実情に応じた特色ある取組がより一層充実するよう奨励するものでございます。

○佐々木委員

そういうことなのですね。私が心配したのは、例えば朝の、例えば学校が始まってからのどこかの時間で 10 分ほどやるとか、中休みの時間を使うとか、昼休みを使って、さらに追加して行うのかと思ったのです。そうであれば、朝などは非常に、今、子供たちは朝学習ということで、曜日ごとに漢字や算数、それから朝の歌とか全校朝会とか、いろいろなことが行われている実態がありますし、もう一つ言えば、中休みや昼休みというのは、子供たちの唯一の息抜きの時間といたしますかね、そういう時間ですし、必ずしも子供たちは体を動かすことが好きな子ばかりがいるわけではないわけです。言えば、読書の好きな子供がいたり、私の小学校のときみたいに漫画ばかり描いている子供もいるわけです。だから、そういう子供たちが自由に過ごす時間こそ、やはり小学校やなにかでは特に必要だと思うものですから、ここを心配してこの件をお聞きしました。その辺のところについては、子供たちを追い込んでしまう、そのような心配はないということで考えてよろしいですか。

○（教育）指導室主幹

今、子供たちを追い込んでしまうということですが、例えば、現在も行われていると思うのですが、児童会や生徒会が主催する縄跳び大会ですとか、小学校であれば全校遊びとか、あと、先ほどとも関連するのですが、体育の授業の導入で必ず体づくり運動を行うですとか、あくまでも各学校が創意工夫しながら年間を通して子供たちが運動をする楽しさや達成感などを味わうことができるように、それぞれ子供の状況に応じた取組をしていただきたいというふうには考えております。

○佐々木委員

安心しました。これできちんと子供たちも体力をつけてくれればベストだと思いますので、よろしく願います。

◎ふるさと教育の推進について

次に、ふるさと教育の推進についての取組について伺います。

無形文化財の継承を図るために、松前神楽は潮見台小学校、向井流水法が高島小学校、越後踊りが北山中学校を活動拠点として年 10 回程度の講師を派遣して支援していくというふうにお聞きをしています。年 10 回の開催というのは、それぞれどのような方法を考えておられるのか、お聞かせ願います。

○（教育）生涯学習課長

現在、各団体との打合せを行っている中では、拠点となる学校の了解が得られれば、10 回のうち 1 回は学校から時間を 1 時間お借りし、各団体の保持する伝統文化を紹介していただき参加者を募るとともに、少年団形式で全市から児童・生徒を募集し、残り 9 回で放課後等にそれぞれ体験活動を行う方法で実施したいとお伝えしております。この授業は、人づくりである社会教育の一環として実施するものであり、学校からは少年団活動の場所をお借りすることが主ですので、何としても教育課程に位置づけてくださいとするものではありません。

○佐々木委員

教育課程の中で、どこか総合学習とかでやるのかと思っていたものですが、そうではないということですね。いや、私が、何でこの件をお聞きするのかというと、今回、名前の上がったそれぞれの学校の教員が、これが報道さ

れているときに、びっくりして、こんなこと初めて聞いたというようなことだったものですから、私のところに電話が集中しまして、それでお聞きしたわけですけれども、こういうことをやるのであれば、やはり各学校にまず事前の説明だとか、了解、話し合いというのが持たれるべきと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

新年度の授業として、まず各団体ができることを確認次第、順次、拠点校をお願いしてまいりたいというふうに考えておりました。

○佐々木委員

ぜひ、あまりトップダウンのような、こういうことだからこそやはりしっかりとこれに携わる方々の意思疎通ができて、共通理解ができて、気持ちが盛り上がって、下のほうから進んでいくということが一番だと思うのです。上滑りでやって進めても、形だけになってもどうしようもならないことだと思います。私は、日本遺産についても、認定に向けて御努力いただきたいというお話をしていますが、こういうものが積み重なっていくことが非常に大事だと思いますので、その辺の進み方については、今後、そのようにやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

委員の御指摘のとおり、関係団体の御意向を確認した上で、学校と意思疎通を図りながら、共通理解を持って進めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

◎英語教育推進校について

次に、観光都市小樽のグローバル化を担う人材育成ということで、英語教育推進校、小学校 2 校を指定し、新たに小学校 3、4 年生を対象に、総合学習の時間において、この英語の授業を進めていくとお聞きしています。この内容について、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○（教育）指導室主幹

英語教育推進校については、手宮中央小学校と高島小学校の 2 校を指定しまして、3 年生と 4 年生を対象に、それぞれ 15 時間程度英語に堪能な外部講師を派遣することで、早い段階から英語でのコミュニケーション能力を図るものであり、実施時期や授業内容については、現在、当該校と協議しながら作成しているところでございます。

○佐々木委員

この英語教育推進校、手宮中央小学校と高島小学校、この指定について、どのような方法で行われたのか、お聞かせください。

○（教育）指導室主幹

英語教育推進校については、公募により希望のあった学校の中から指定しております。

○佐々木委員

公募ということだから、そうかと思うのですが、ただ実際話を聞いてきますと、ふるさと教育推進校と同じく、当該学校の教員というのは、新聞報道で初めて知って驚いたというような実態があるのです。特に、高島小学校は、向井流水法もしなければならぬわ、英語もやる、こんな初めて出されても困るというお話だったのです。これについては、公募ということですから、きっと話は進んでいたのだと思うのですが、先ほどと同じように、やはりしっかりと話を積み上げた結果として、こうなるという形をきちんと推進していただきたいと、進め方についてそのようにやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）指導室長

委員のおっしゃるとおりだと思います。やはり今回、公募中に報道として出てしまったということについては、大変混乱させたということで申しわけなく思っておりますが、私どもとしてはやはり子供たちのためにというこ

とで、いろいろな事業を進めていきたいと思っておりますので、それにはやはり教員の思いというものも、きちんと組み入れながら進めていきたいと思っております。ということで、今後とも委員の今おっしゃるとおりに、進めてまいりたいと思っております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

もう少しこの件についてお聞きしたいのですが、総合的な学習の時間に進めるということですが、この 3、4 年生の総合的な学習の標準時数は何時間ですか。

○（教育）指導室主幹

3 年生と 4 年生の標準時数は、それぞれ 70 時間となっております。

○佐々木委員

その 70 時間のうちの、この時間というのは、大体何時間ぐらいこれに使うというお話でしたか、15 時間でしたか。70 時間のうち 15 時間をここで使うというお話ですが、指導要領によりますと、総合的な学習の時間というのは、目標や内容について各校において定めるといことになっています。今回のように、市教委がその内容を決めてしまうという形になってしまうと、困るのは、今まで 70 時間で各校は総合的な学習時間プログラムをつくっているというところに、いきなり、この段階になってから 15 時間こうやって使ってくださいという形で下りてくると、その 15 時間分をどこかに入れなくてはならない、若しくはできなくなってしまうということになってしまうわけですね。やはりそういう部分では、非常に、各校が主体的、想像的に進めている総合的な学習の時間の取組というのが、大変になってしまうという部分があるものですから、私がここで一番言いたいのは、やはりそういうところをきちんと、各学校の独自の取組がきちんと継続できるような、そういう進め方をさせていただきたいと思うのですが、この辺についていかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

教育課程の編成に当たりましては、校長の責任において適切に編成するというものでございますが、委員のおっしゃるとおり、総合的な学習の時間については、総合的な学習の時間の目標を踏まえて、各学校が自校の目標や内容を定めることとなっておりますので、今後も学習指導要領の趣旨を踏まえて、各学校が創意工夫を生かした独自の特色ある取組が充実するよう支援してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

本当にそのとおりにお願いしたいのですが、この英語の扱いというところ、総合的な学習の時間の中でどういうふうに扱うのかというところを調べましたら、やはり諸外国の生活や文化などを体験したり、調査したりするなどの学習活動が行われるということになっています。当然、単なる中学校の英語や受験の英語の先取りになっては、いけない内容だと思うのですが、その点についていかがですか。

○（教育）指導室主幹

私どもとしましては、単に中学校の英語や受験の英語を先取りするような内容ではなく、あくまで総合的な学習の時間の目標を踏まえて行われる国際理解に関する学習の中で、子供たちが英語に触れる活動を通して、興味や関心を高められる内容を考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

◎地元で働けるキャリア教育の充実について

この件の最後ですが、キャリア教育とのかかわりについて、教育長に伺いたいと思っておりますけれども、新聞のインタビューの中で、教育長は、人口流出に歯止めをかけるには、子供たちが地元に残って働けるためのキャリア教育の充実が大事だろうと述べられておられます。人口問題に果たす教育の役割というのは、私も同じ思いを持ってい

ますけれども、子供たちが地元に残って働けるキャリア教育というのは、具体的にどのようなことをお考えなのか。それから、市役所や経済界、町会のかかわりとかというのは、どのようにお考えでしょうか。

○教育長

新聞のインタビューの記事の関係ですけれども、その設定として、道内の10万都市の中でも、小樽市は少子化や人口流出が深刻ですねという中で、どのような取組をしていく必要があるでしょうかというようなお尋ねがございました。御承知のとおり、人口減少対策というのは、小樽市にとっても非常に大きな問題であると。トータル的に見ると、市政全般のお話ですけれども、その中で教育として、どのようにかかわっていきけるかというようなことについて、思いを少し述べさせていただいたのですが、その大きな課題等を持っている人口減少のところで、教育として一番の課題は、お願いする側としてはやはりどうやって若者の雇用を生み出していくのかというのが、何といってもその若者を残す対策の一番の問題だと思っております。そのために、ずっと待っていても当然教育としては非常にづらい部分がございますので、子供たちのキャリア教育として、例えば、観光、基幹産業である観光、これは裾野が広いですから、例えばホテルだとか、それから土産物を製造するだとか、それからいろいろな形で商店の接客だとか、そういったところで子供たちの実践的な学習ができないかというふうに思っております、それから、少子化という話がありました。

その逆が、高齢化ですけれども、高齢化ということになりますと、当然福祉の問題、それから医療の問題というところもあります。したがって、老人ホームだとか、ケアハウスだとか、それから病院だとか、そういうところに子供たちが実際に出向いて行って、現場を見るということも一つ考えてもいいのかと思っておりますが、それは、教育だけでは当然できないわけでございます。

そういった意味で、経済界、それから今でも町会の方たちには大変お世話になっており、いろいろ講師を派遣してもらい、実際にキャリア教育の実践して大きな成果が出ている学校もございますので、そういった町会も含めて、それから各学校、そういったところが連携しながら、この課題に取り組んでいく、そういうことが大切だということで、その思いを述べさせていただいたところでございます。

○佐々木委員

地元で雇用を確保するという部分では、私も同じ思いでおります。ただ一方で、子供たちの働く環境、例えば先ほど、福祉関係でケアハウスや何かのお話もされましたけれども、一番離職率の高いのも、若い子供たちが入ったここなのです。私の教え子たちも、次々とやめていってしまっています。やはり大変だということや、マッチングの問題や何かもありますけれども、やはり若者が地元で働いても働き続けられないという問題も一方で解決していかないとならない。そのときにやはりそういうところでブラック企業の問題や何かよく言われますけれども、これはキャリア教育という中、その今の考えている狭い意味でのキャリア教育の中では、どうしても解決できないだろうという部分では、やはり例えば労働の諸権利ですとか、ワーキングルールという言葉で表されていますけれども、働いていくために権利があったり、どういう条件の問題や何かがあるのかということもしっかり一方で扱っていく、これは高校や私立学校ばかりの話ではなく、小・中学校も含めて、こういうことの基本について学んでいくべきと考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○教育長

キャリア教育における労働の諸権利だとかワークルールをどう教えていくのかということだと思っておりますけれども、先ほども言ったように、まずは正規の職員として働ける環境をどうやってつくっていくのかということが最も大切なことですので、高校だとか教育局、就労環境の改善についていろいろと要請をしていますので、それに私も加わった形で経済界にも要請をしていきたいと、そちらはそういうふうに思っています。

一方で、現実として、非常に厳しい労働環境などによって、若者が、早期に退職をしてしまうというような問題も現実としてあるわけです。そういった意味で、例えば中学校においては、公民的分野において社会生活における

職業の意義と役割とか、それから、雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義だとか労働基準法の問題と関連づけて考えさせるということを教えているということもあります。

それから、高校においては、現代社会において雇用や労働問題、それから個人と企業の経済活動における社会的責任といったこと、こういったことも考えさせるということをやっておりますし、政治経済の中において、労使関係と労働市場や産業構造の変化、それから中小企業、このかわりだとか、政治と経済等を関連させて考察させるというようなことも実際には学習させているのですが、それで十分かどうかというのは、まだまだいろいろと意見のあるところだというふうに思います。

そこで、私としては、子供たちが将来職業について自立して生活を送っていくというために、働くときのルールとあります。法律等を理解させていくと。それで適切な行動に結びつける実践能力を育成していくということが大切だと思いますので、市内の就職の状況や雇用の実態などについて、各高校等と日々意見交換をしてみたいというふうに思っていますので、まずは、どういう状況にあるのか、市内の中途退学率だとか、それからこれらの状況だとか、そういったものを踏まえて、意見交換してみたいと思っていますので、そういうことで、取り組んでみたいと思います。

○佐々木委員

丁寧な御答弁ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。

◎公共施設等総合管理計画について

公共施設等の現状と今後の課題について伺います。

今回報告していただきました中身について、質問をさせていただきます。

まず、説明の段階で何点かはわかったのですが、これについては、公共施設等総合管理計画の前段の部分の現状と課題をまとめたものということによかったでしょうか。確認のために伺います。

○（財政）渡部主幹

はい、おっしゃるとおりでございます。

○佐々木委員

先ほどの説明の中にも概略がありましたけれども、結局、この現状部分について課題はどういうことなのか、それから検討事項の内容、これからしていかなければならないこと、その辺のところをもう少し詳しく説明していただけますか。

○（財政）渡部主幹

先ほど報告の中で説明させていただきましたけれども、まずは課題、検討内容としましては、将来人口の見通しと市有施設利用の課題といたしましては、今後の人口減少を見据え、公共施設の総量を人口に見合った規模に最適化することや、人口構造の変化に対応した施設機能のあり方、また、あり方を検討しなければならないということ、それから将来の更新費用と財政見通しにおける課題として、今後40年間の更新費用の平均が、先ほども申しましたけれども、トータルで139.7億円ということで、直近5年間の投資的経費の48.2億円の約2.9倍になるということから、財政の負担の平準化ですとか、そういったことを検討していかなければならないということで考えてございます。

○佐々木委員

この公共施設等総合管理計画、これは、そもそも、どういうものなのか説明をいただきたいのと、これをなぜつくる必要があるのかということ、それからいつまでこれをつくるように国に求められているのかというあたりについて、説明をお願いします。

○（財政）渡部主幹

まず、なぜつくるのかということでございますけれども、先ほどの答弁と少し重複しますが、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることになると。一方では、厳しい財政状況が続き、また人口減少や少子高齢化などで、今後の公共施設の利用需要も変化していくことが見込まれると。こういった状況から、公共施設等の全体を把握して、長期的視点を持って更新する、統廃合する、他の施設と複合化する、長寿命化するなどを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化していくとともに、その最適な配置を実現し、時代に合ったまちづくりをしていく必要があることから、今回、公共施設等の総合的な管理に関する計画、いわゆる総合管理計画を策定することとなったものでございます。

計画の概要につきましては、大きく分けると三つございまして、一つ目としては、今回報告差し上げた公共施設等の現況及び将来の見通し、それから二つ目には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。これは、統合、更新、長寿命化等に関する基本的な考え方や、施設の総量に関する数値目標などについてでございます。三つ目には、施設類型ごとの基本方針ということで、これは、教育施設や福祉施設、あるいは橋梁、水道施設など、施設の種類ごとに基本的な考え方、方針を策定する内容となっております。

また、いつまでということにつきましては、平成28年度までに策定するように要請されているところでございます。

○佐々木委員

来年度までということですが、これを策定することの意義とかメリットとかがあるのであれば、お聞かせください。

○（財政）渡部主幹

まず、意義ということでございますけれども、先ほど説明した中にもありますけれども、今後の公共施設等を計画に維持・管理していくためには、こういった総合的な管理に関する計画の策定が必要になるといったところになるかと思えます。また、メリットといたしましては、いわゆる除却債という起債なのですが、これを使うためには、この計画の策定ということが必要となりますので、財源対策という意味でのメリットもあるかと思えます。

○佐々木委員

その除却にかかわる地方債、除却債について、もう少し詳しくお聞かせください。

○（財政）渡部主幹

除却債についてですけれども、平成26年度の地方債計画の中で、公共施設と総合管理計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置として、公共施設等の除却に係る地方債が計上されたところでございます。充当率が75パーセントで、対象事業としては公共施設等の除却であって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画、いわゆる公共施設等総合管理計画に基づいて行われる事業が対象事業となっております。

○佐々木委員

そういうものに使えるということがわかりました。

一つだけ確認しますが、これは、いろいろな条件が整った場合、例えば閉校した学校などを除却するという場合にも、使用可能なのですか。

○（財政）渡部主幹

対象事業が、計画の中で基づいて行われる事業ということになってございますので、その中で、学校ですとか市営住宅ですとか、そういった部分の方針についても触れることになると思いますので、実際に除却債がいいのか、ほかの起債がいいのかというところは、今の時点ではお答えできませんけれども、対象となる事業ということで考えてよろしいかと思えます。

○佐々木委員

公共施設等総合管理計画について、そもそも策定を求められたのは、いつなのかということ。そして、本市の策定が、なぜこの時期になったのかということ伺いたいのですが、調べていろいろと見ていくと、例えば、石狩市は2014年10月に策定していると出ておりました。平成28年度までということになれば、石狩市はずいぶん早く立てているのですが、小樽市はずいぶんぎりぎりという感じがするのですが、その辺いかがでしょうか。

○（財政）渡部主幹

今、石狩市の例を挙げられましたけれども、聞いたところによると、石狩市のような合併した市町村については、合併した時点で重複する施設が結構あることから、この策定要請が来る前から危機感を持って取り組んでいられたところがあるので、この要請が出た時点で、ある程度のデータ整理といいますか、そういったものがあることから、すぐに策定できたのではないかというふうに考えてございます。

本市につきましては、策定がいつかということですが、平成26年4月22日付けで総務省から各地方公共団体に策定要請がございまして、それを受けまして、本市においても計画策定に向けて26年度中にその所管あるいは進め方について検討を始め、昨年の6月に契約管財課内に公共施設グループを新設し、現在、その28年度までの策定に向けて取り組んでいるということで御理解いただきたいと思えます。

○佐々木委員

内容について伺いますが、国から示されたものに準拠した形のものが、ここにあるというふうに考えてよろしいですか。

○（財政）渡部主幹

はい。今回お示ししたのは、総務省の指針の中で、総合管理計画に記載すべき事項として、公共施設等の現況及び将来の見通しということで書かれておりますので、今回のお示しした部分はそれに当たるものと考えておりますし、今後つくる部分についても、総務省のその指針に沿って計画の策定を進めていきたいと考えてございます。

○佐々木委員

国から求められれば常にあるような気がするのですが、国によるこの内容の審査とか、計画の認定とか、さらに、国への届出等の手続や調査はありますか。

○（財政）渡部主幹

この計画につきましては、策定指針により各地方公共団体で策定するものであり、内容の審査、計画の認定、届出等の手続はないというふうに聞いてございます。

○佐々木委員

この中に出ている図や何かのところに、総務省公共施設等更新費用試算ソフトというのを使用してというふうに、出ていますけれども、このデータ入力をして出てきた試算額がイコールこれ更新費用と把握したということになるものなのでしょうか。

○（財政）渡部主幹

今回報告した資料の30ページに記載がありますとおり、現在、保有する公共施設等を、それぞれ設定した更新年数の経過後に、同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算しております。総務省からは、当面はこのソフトによる試算をもって公共施設等の将来の更新費用を把握、分析したものとして構わないと言われております。ただし、将来的には今後整備する固定資産台帳などを使いまして、より緻密な把握、分析をしていただきたいというふうに言われております。

また、このソフトにつきましては、総務省で各地方公共団体が保有するデータで容易に入手可能なものを使って、更新費用を算定できるようにつくられたものでありまして、また各地方公共団体間の比較ができるように、国と調査等で全国的に統一された地方財政状況調査などの数値を使って、それぞれの自治体が容易に更新費用の算定をで

きるようにつくられたものでございます。

○佐々木委員

これを使えば全国一律に比較もできてということだと思っておりますけれども、一方、やはり小樽市には小樽市独自の状況があると思うのです。小樽市独自の状況ということで、この独自データで示した部分というのはあるのでしょうか。

○（財政）渡部主幹

今回の現状把握に当たっての、小樽市独自と言えるかどうかは何とも言えないですけれども、まず、今回の報告の中にも書いてありますが、100平方メートル未満の施設を除いているということで、これは他都市でもそういった都市もございまして、全部入れているところもあるのですけれども、更新費用に影響がないだろうということで小さな施設を除いているということが一つ。それと、歴史的建造物は除外しているということで、そもそも建替えという考えがないということで、このソフトでも文化財は除くとなってございましたので、そのようにしております。また、本市は坂道が多いということで、ロードヒーティングの更新費用もかかるだろうということもございまして、その部分については、道路の更新費用の中にロードヒーティングの部分も含めて算定しているということが挙げられると思います。

○佐々木委員

これを見ていった中で、公共施設の一覧が載っていました。かなりのページを割いています。その一方で、旧耐震基準の建物のうち、耐震化済み、未実施、不明が、これはパーセント表示で総体としてでしか出ていないのですけれども、この一覧の中に、この辺の耐震化済みかどうかというあたりを、個別に載せていただくと、もう少し具体的にわかりやすいのかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（財政）渡部主幹

今回のこの現状報告に当たって、耐震化の状況の部分については、あくまでも市の公共施設全体の耐震化の状況をお示しする、あるいはどのくらいのものが旧耐震のものか、全体の割合をお示しするものであることから、個別の状況についてはお示ししていないというところでございます。

○佐々木委員

この後、市民アンケート等もということなので、できたらそういう一つずつの建物がどれぐらいなのだろうということがわかればと思いますので、少し検討していただければと思います。そのアンケートの件ですけれども、市民アンケートの反映の仕方とか、そのアンケートがどの程度計画に影響を与えるのか、お聞きしたいと思います。

○（財政）渡部主幹

アンケートの回答内容につきましては、先ほど説明しました公共施設の利用頻度ですとか、適切に管理していくための手法をいろいろお聞きすることになります。それぞれの項目について、市民の皆様の考え方をできるだけ把握した上で、計画策定に役立てていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

今後たぶん、それだけ膨大な費用がかかるということはわかりました。ただ、だからといって、今後、新たな必要な施設を開設する余地というのは、この中から出てくるのでしょうか。

○（財政）渡部主幹

新たに必要な施設の開設の余地ということでございますけれども、他都市の総合管理計画を先行してつくっている中では、施設の新規整備は原則行わないというふうに記載している事例もございまして、それは恐らく、単独の施設を新規整備しないということの意味しているのかと思われまます。本市のこれからつくる総合管理計画の中で、記載するかどうかというのはこれからの検討ということになると思いますけれども、この計画事態が30年から40年という長い期間でつくる計画でありまして、先ほど言いました将来の人口構造の変化に対応した施設機能のあり方な

どを検討していく過程では、総体として考える中で、何かの施設と複合化するなど、その手法も含めて、その施設の必要性というものを検討していくことになろうかと考えております。

○佐々木委員

この項の最後にお聞きしますが、議会への報告、公表方法については、今後どうなっていくのか、義務づけられたりしているのでしょうか。

○（財政）渡部主幹

議会への報告や公表の部分でございますけれども、総務省から示されている指針の中では、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供を行いつつ策定することが望ましいとされておりますので、今後におきましても、適宜、議会や市民の皆様へ情報提供しながら進めていきたいと考えてございます。

○佐々木委員

ぜひ、大事な件だと思いますので、今後も計画の策定、さらに実行を、よろしく願いいたします。

◎学校施設の防災機能について

学校施設の防災機能について伺います。

市内の全ての小・中学校が緊急時避難場所として指定されています。文部科学省なども、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難所として必要な諸機能を備えておくという逆転の発想が必要であると述べるとともに、国立教育政策研究所が2011年から毎年、学校施設の防災機能に関する実態調査というのをやっているそうです。

その調査の中から何点かお聞きしたいと思いますが、この調査というのは全国の市町村を対象としておりますけれども、本市においても回答しているのでしょうか。その場合、いろいろなところにまたがるものですから、どここの部署でこの回答を行ったのかをお聞かせください。

○（総務）半田主幹

国立教育政策研究所が行っている全国の公立学校施設を対象とした、学校施設の防災機能に関する実態調査についてですが、当該調査は、国立教育政策研究所が全国の公立学校を対象に、都道府県教育委員会に調査票を送付し、避難所に指定されている学校の防災関係施設、設備の整備状況などを調査しており、本市にも北海道教育委員会より調査依頼がありまして、防災担当と教育部で回答をしております。

○佐々木委員

二つの部署で共同して答えられたということですね。

それでは、その中身について伺いますけれども、本市では、避難所としての学校施設利用計画というのは策定されているのでしょうか。また、避難所機能、施設面も含めてですけれども、避難所機能を考慮した災害時の学校の運営マニュアル等はつくられているのか、伺います。

○（総務）半田主幹

まず、学校施設利用計画の策定につきましては、現在は策定しておりませんが、文部科学省が平成26年3月に取りまとめた報告書の災害に強い学校施設の在り方については、避難所運営マニュアルに学校施設利用計画を位置づけるよう調整することが重要であり、その計画には、「教育活動の再開を見据えて開放する部分とそれ以外の部分を明確に区別」することや、「避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定」することのほか、「障害のある児童生徒、高齢者、妊産婦、感染症等の専用スペースを確保」した計画とすることと記載されておりますので、これらの内容を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定したいと考えております。

○佐々木委員

それでは、これについては今後策定するということですので、でき次第またお聞かせいただければと思います。

◎防災関係施設の整備状況について

避難所に指定されている学校の防災関係施設設備の整備状況が、2011年からこの中に示されているのですが、本市における整備状況の推移について、特徴的なところを示してください。

○（総務）半田主幹

この学校施設の防災機能に関する実態調査の調査項目には、非常用の通信装置、要援護者やプライバシーに配慮したスペース、備蓄倉庫等などの項目があり、これらの本市における整備状況につきましては、平成24年度に、電話回線が不通となった場合の連絡手段としてMCA無線機を全ての小・中学校に配置しております。また、要援護者やプライバシーに配慮したスペースにつきましては、25年度から、避難所内に専用のスペースを確保するため間仕切りを備蓄しており、今年度末までには合計で550セット備蓄する計画であります。このほか、備蓄倉庫等につきましては、個別に整備をしているものではありませんけれども、各校の御協力をいただきまして、屋内に備蓄品を保管しているところであります。

○佐々木委員

そういう物を事前にきちんと準備しておくというところについては、これまでも議会の中で取り上げられていまして、十分進んでいるということもわかってまいりましたけれども、やはり大災害が来た場合には、なかなか苦しい部分があると思います。本市では、実際に災害の炊き出し訓練とか避難所運営訓練などというのは、行われていますか。

○（総務）半田主幹

炊き出し訓練や避難所運営訓練につきまして、炊き出し訓練は、平成26年度に御膳水町会、忍路町会、石山町会で、27年度においては東雲町会で行っております。また、毎年実施している総合防災訓練では、町会単位で輪番制で炊き出しを行っていただいております。

次に、学校施設を利用した避難所運営訓練ですが、現在のところ実施したことはございませんけれども、24年からは銭函連合町会が銭函小学校、祝津町会が旧祝津小学校、東雲町会が旧堺小学校、蘭島町会が忍路中学校の体育館を避難場所と設定いたしまして避難訓練を実施しております。今後につきましては、先ほど申し上げました避難所運営マニュアルを策定後に、このマニュアルを踏まえた避難所運営訓練の実施について検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

まずこれからということで、最後に一つ要望ですけれども、災害炊き出し訓練、私も地域で参加したりしているのですが、そのときに使われているのが、社会福祉協議会が所有している一度に100食分が炊飯できる、災害時炊き出し用のレスキューキッチンというものがあります。今、市には1台しかないそうですけれども、万が一に備え、市でもこの保有を検討してはどうかと要望するのですが、いかがですか。

○（総務）半田主幹

レスキューキッチンを市でも保有すべきではないかということですが、過去の大規模災害において、まず支給されていた食事というのは、発災直後から備蓄食糧や弁当、インスタント食品が多く、体力の低下や持病の悪化など体調を崩す被災者が出たため、温かく栄養の偏りのない食事を提供することが課題とされてきましたが、本市においては、大規模災害時における炊き出し等に関する協定を学校給食センター受託業者と締結しており、災害時には本市からの要請により炊き出しを行う計画でありますので、現状では保有する考えはございません。

○佐々木委員

それが本当に運べればいいのですが、どのような状況が起こるかかわからないから、さまざまな手段を複数持っておくということが大事であろうと思いますので、検討をよろしく願って、これで終わりたいと思います。

○委員長

民主党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○斉藤委員

◎記者会見記録について

「何かしらの錯誤」では通用しないのだということを予算特別委員会の審議の中で申し上げましたが、本日資料を出していただきました。記者会見の市長の発言で変更したいとされる箇所について、お伺いさせていただきます。

まず、どこをとというのは 1、2、3、4、5 と指示していただいているのですが、どこをどう訂正するのか、したいと言っておられるのかというところを、全て、このように訂正したいということを述べていただきたいと思います。

○広報広聴課長

資料の 4 ページ、5 ページに、三角で 5 箇所、くだんの場所がありますけれども、この訂正について、どのようにするかということは、今、検討中ではありますが、ただ文言の入替えということをするのではなく、注釈の形で後援会通信を読んだという部分については、後援会通信の内容の大枠を聞いていたというふうな形で発言したと、その辺の表現はまだ決めていませんけれども、誤って発言したというような趣旨で注釈を加えたいというふうに考えております。

○斉藤委員

前に予算特別委員会のときには、何か概略を聞いたとかというふうにおっしゃっていたのですが、大枠を聞いたというふうに変えるということですか。

○広報広聴課長

4 ページの市長の発言の中で、記者会見記録の中に大枠を聞いているという表現をしているものですから、この注釈の中身につきましても、この言葉に倣いまして、大枠を聞いていたという形で、読んだというふうに市長が発言している箇所につきましても、大枠を聞いているというふうな形で注釈を加えたいというふうに、今、検討しているところです。

○斉藤委員

確かに変だと言えば変なのです。4 ページの一番上の次の市長の発言、上のほうの「大枠は聞きましたけれども」と言って、何かここでは読んでいないのかなと思うと、次の 1 のところに行くと「後で、読ませていただきました」と言います。そして、その次の小樽ジャーナルの質問があって、次の市長のお答えのところ、また「大枠のお話は聞いておりますけれども、それは具体的な一字一句までというお話で聞いていたわけではありませんので」とかという、そして、そうかと思うと、またその 3 のところに行くと、「私としてはそのように読ませていただき」という、何か大枠は聞いたと言って見て、また読んだと言って見て、また大枠は聞いたと言って見て、読んだと言う、そういうのが交互に出てきて、最後に 5 のところに行くと、また読んだという話になっています。市長に聞きたいのですが、何かそもそもこの聞いたのですけどという部分と読んだのですけどという部分が交互に出てくるのですが、こういう言い方って何かあるのですか。

○市長

いや、ですから、何度もお話ししておりますけれども、何かしらの錯誤はあったのだということで説明をしたところでございます。

○斉藤委員

それは説明になっていないというのです。ごまかしです、そんなの。笑っている話ではないです、本当に。

それで、順番に聞いていきますけれども、まず、この「後で読ませていただきました」という 1 のところはこれで終わっているのですが、本当はその後に、音では、「あの、後で、後で読ませていただきました」と言って、記者の方が「読んでいますね」ともう 1 回聞いているのです。そして市長が「はい」と言って、その次に、1 の次の会話というか、小樽ジャーナルの「その中で」というのが始まるのですが、「読んでいますね」「はい」の部分は、記者会見録の起こしでは消えているのですが、これはどうなるのですかね。このままの状態であれば、意味が重複するので省略してもいいと思いますけれども、「読んでいますね」で「はい」と答えている部分が「いいえ」になるわけですね。この、実際の音の中にある、その「読んでいますね」「はい」の部分が、この部分で 1 の後にあるのですけれども、その件はどうするのでしょうか。

(「ここは変えられないでしょう」と呼ぶ者あり)

○広報広聴課長

私も、ここを書き起こしてホームページに掲載する時点では、まさかこのようなことが起きるとは思いませんでしたから、そこを割愛しましたけれども、確かに、録音テープの中では、再確認されて市長は「はい」というふうには答えているのは事実です。そこの扱いについてはどうだと、例えば、何ていうのですか、テープどおりに載せて掲載したとしても、注釈には読んだという発言については大枠を聞いていたというような形で、勘違いして話をしたのだというような注釈を加える形になりますので、そこについては、「はい」を「いいえ」にするとか、そのような注釈というのはつけられないかなど。いずれにしろ、この文脈、文意として、こうやって言っていて、読んだと言っていることに対して、いや、それは聞いていたということだったというような形で注釈するしかないと思います。それを復活させて載せるということについては、今は考えておりません。

○斉藤委員

非常に御苦勞をされていると思います。広報広聴課長の今の御答弁ですけれども、今のことが非常に、この今回のことを象徴的に表していると。1 個変えたために、文意が通らないというか、文脈上矛盾するところがあちこちに、もうおかしいよというところがいっぱい出てくるのです。それで、市長は、そういうことを、あくまでごり押しというか、押し通そうとされていると。全く、誰が見ても、これはおかしいという内容を、恥ずかしながらというか、この議会の中で押し通されるということだと思います。

次にいただいた資料の 3 のところと 5 のところにかかわるのですが、この 3 のところと 5 のところというのは、市長が自分で読んだという内容のことを言っているのですけれども、まず、これは、何か読んだか読まないかと聞かれて、市長が読んだというお答えをされている場面ではないと。読んだか読まないか聞かれて答えているのではないということは、まず市長に、それはよろしいでしょうか。

○市長

いや、何度も繰り返しになって恐縮ですけれども、ここに書かれていることにおいては、そのときにそのようにお話ししたそのとおりに載っているということでありますので、そのとおりであるというふうに思っております。ただ、それを私自身が錯誤をしているということでお話をしたところでございますので、御理解いただければと思います。

○斉藤委員

聞いていることに答えてください。

(「3と5のことですよね」と呼ぶ者あり)

○市長

この文面における3と5のことについてというお話だったかと思いますが、ですから、そのときにはそのようにお話をしたということでございます。

(「そうじゃない」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

聞いたのは、読んだか読まないかを聞かれて答えている場面ではありませんね、と聞いたのです。それでいいですねと聞いたのです。

○市長

ですから、そのとおり、このときにはそういうふうにご話をしたところでございます。

(「そのとおりとか言わないで、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

そのとおりと言ってはだめですか。

○委員長

質問者のほうでは、この文面に、質問についての、そういう質問ですから、そういう言葉をつけて、なるべくわかりやすいように御協力をお願いしたいと思います。

○市長

わかりやすいようにと思って話したつもりだったのですけれども、いや、おっしゃるとおりでございます。

○斉藤委員

そうですね。読んだか読まないか聞かれて言ったわけではないですね。

聞かれてもないのに、市長が自分から、「私としてはそのように読ませていただき」とか、「私、通信を読んでいて」うんぬんと、自分から「読ませていただき」「読んでいて」と、自分から言い出しているのです。言い出して、それを前提として、ある意味、とうとうと発言しているのです。もう5のほうなんかは、いかにも一本とつたと言わなければならない、してやったりという、そういう言い方ですよ。自分から言い出しておいてということは認めますね。

○市長

先ほどのとおりで、ここに書かれているとおり、そのときにお話をしたということでございます。

○斉藤委員

そういうことを聞いているのではなくて、自分から言い出したのですね。

○市長

いや、だから、何度も同じことを言っていますけれども、そのように私が発言したということでございます。

○斉藤委員

どうして、勘違いして何かしらの錯誤とやらで読んだか読まないかわからなくなっている人が、こういうふうにご自信たっぷりに、読んでいる前提で、読んだからこうなのですよと、どうしてこんなに自信たっぷり言えるのですか。それを説明してください。

○市長

それがわかっていたらですね、何かしらの錯誤なんていう話には……

(「そんなばかなことない、委員長」と呼ぶ者あり)

やはりなりませんので、ですからそのように皆様に御説明をさせていただいたということでございます。

○斉藤委員

何を言っているのですか。錯誤したとか、勘違いしたとか、忘れたとか、うっかりしましたとかと言っている人

が、こんな、人をばかにしているのですよ、ここで。小樽ジャーナルに対して、言わば、してやったりですよ、本当に。ここまでそういう言い方ができますか。きちんと説明してください、何でこのような言い方をしたのですか。

(「何で」と呼ぶ者あり)

○市長

そのやり取りの流れの中で、そういうお話をしたということだというふうには思いますけれども。

○斉藤委員

本当は読んでいない人が、本当に読んでいないとしたらですよ、読んでいない人が読んでいないことを認識しながらここまで読んでいるふりをしたというのだったら、これ大変な、役者というか、虚偽ですよ。ところが、市長はそう言わない。市長の場合は、そうではなくて、読んでなかったのだけれども、つい勘違いをしたと言うのです。勘違いをして何かしらの錯誤とやらで、読んだと思い込んでこういうことを言ってしまったと、おっしゃっているのですね。

この原文では、「そのように読ませていただき」うんぬんって、訂正するということでは、前は概略と言っていましたけれども、今は「大枠を聞かせていただいて」ということにしたいとおっしゃっている、3の「私としてはそのように読ませていただき」というところがあるのですけれども、その「私としてはそのように読ませていただき」の「そのように」というのは、どのことを言っているのですか。

市長の答弁は、代名詞が、指示代名詞がたくさん出てきて困るのですが、「そのように」というのは何ですか。

(「そのように」と呼ぶ者あり)

○市長

いや、何度も繰り返しますが、そのように何かしら錯誤があった状況でのお話でございますので、今、「そのように」ということは、どれだというふうに言われても、恐縮ですが、現状では答えようがありません。

○斉藤委員

いや、これは一種の国語のテストみたいなものですから、「そのように」という「その」の部分、その前後、その前ですけれども、前のところから探して教えてください。

○委員長

おわかりになりますか、質問。

(「委員長、国語のテストです」と呼ぶ者あり)

質問の内容がおわかりに。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、この文面上では、その前段における「読んだ」ということを前提にたぶんお話をされていたと思うので。

(「いや、具体的にちゃんと、この部分というのを」と呼ぶ者あり)

いや、ちょっと。

(「文言で指定してください、それでないとだめです」と呼ぶ者あり)

ですから、読ませていただきましたということを鑑みながら、たぶんお話をしていたと思いますので、そのようにお話をしたということだと思いますけれども、

(「違う違う」と呼ぶ者あり)

何度もお話ししますが、私自身は、このときにはそういう錯誤があった状況だったので、その御指摘のようなことにおいては、現状で判断はしきれないところでございます。

○斉藤委員

判断ではなくて、しっかり、この「私としてはそのように読ませていただき」の「その」の部分、直前の一文

の中から、ここからここまでと指定してください。できますよ、簡単に。国語のテストです。

(「自分で言ってくれたらいいじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「何かこれに対して、その」と呼ぶ者あり)

(「そのように読んで」と呼ぶ者あり)

○委員長

今、確認しておりますので、少々お待ちください。

(「作っていただいた方々から見ると、そういうふうに見える場面があったと、私としてはそのように読ませていただきましたと。そのようにというのは、後援会の作っていただいた方々から見るとそのように見えるだろう」と呼ぶ者あり)

(「そのことが、そのように思っているのだよ」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

○市長

提出させていただいた資料の中でお話しさせていただきますけれども、「後援会通信を作っていたかたがたから見ると、そういうふうに見える場面があったということだったと思います」と、それについて、ということだと思います。

○斉藤委員

正解。正解というか、少し後ろのところが違いますけれども、「後援会通信を作っていたかたがたから見ると、そういうふうに見える場面があったという」というところまでですね。そういうふうに読ませていただいた、と、市長が言っているのです。

それでは、「そういうふうに見える」の「そういうふう」の内容。

今、言っていた「後援会通信を作っていたかたがたから見ると、そういうふうに見える場面があったという」ことなのですよ。その「そういうふう」というのは、どういうことですか。

(「そういうふう」と呼ぶ者あり)

(「大枠で聞いた内容のこと」と呼ぶ者あり)

○市長

その後援会通信における大枠の内容についてということだというふうに理解をしておりますけれども。

○斉藤委員

これは、もう少しさかのぼって、小樽ジャーナルが質問していることを、全体を含めて、文脈の中で答えていただきたいと思います。

(「これのことですか」と呼ぶ者あり)

○市長

その中で、「マスコミに対する項目があって」と、これについてのやり取りから始まっているかと思いますが、その内容ということではないかと思いますが。

○斉藤委員

時間ももったいないので、正確に合っていないですけども、ここは「マスコミが偏っているということ」なのです。マスコミが偏っているということを「そういうふうに見える場面があった」と言っています。それで、この部分の、後援会通信の文書というのは、どうなっていますか。もう原文を読んでいっしょだと思いますので、その部分を、後援会通信の中から言っていただきたいと思います。

○市長

たぶん、この部分だと思いますが、「市議会でのマスコミに流れている報道は偏った見方によるある一部の意見を取り上げた報道であり」と、この部分ではないかと思います。

○斉藤委員

大正解ですね。

もし、市長がこの原文を読んでいらっしゃらなくて、概略を聞いたと、大枠でもいいです、大枠を聞いたとおっしゃるのであれば、今の原文について、今の文章、今、市長は原文を読まれました。だけど、概略、大枠をお聞きになったというのであれば、今の部分について、どの程度の概略をお聞きになったのでしょうか。

○市長

その一部の報道についてのお怒りの声等を聞かされましたので、そのことを含めて、後援会通信に、いろいろ鑑みながら載せたいというお話は聞いてはいたところでございます。

○斉藤委員

一部の報道へのお怒り、市議会についての、ここでは何か「市議会でのマスコミに流れている報道は」って、何か少し日本語としておかしいのですけれどもね、「での」というのは。「市議会についてのマスコミに流れている報道は」だったらまだわかるのですが、市議会での、というの、何か日本語ではないよと言いたいですけれども、それはいいとして、大体、市議会についてのマスコミの報道は偏ったものだというふうに、その書いた方々が、方々か方々、市長は方々とおっしゃっていますけれども、方々が、そういうお怒りだったというようなことの概略をお聞きになったという押さえでよろしいですね。

○市長

そのとおりでございます。

○斉藤委員

それではですね、その程度の概略をお聞きになった、聞かれていただけなのに、この5という番号のついている訂正箇所、ここで、「マスコミ全部という表現はされていなかったなと思いますが」という発言をされているのですね。「私、通信を読んで」ここは大枠を聞いてとかとおっしゃると思うのですけれども、「マスコミ全部という表現はされていなかったなと思いますが」と言っていますが、今の、それこそ概略ですね、今、市長がおっしゃった、マスコミは偏っているという、市議会についてのマスコミが偏っているという概略の聞いたこと、そのことによって、この「マスコミ全部という表現は」、ここ「私、通信を読んでいて」というところを「読んでいて」ではなくて「概略を聞いて」と直したとします。概略を聞いて、「マスコミ全部という表現はされていなかったなと思いますが」と、原文を読んでいない人が、大体マスコミは偏っているという話を聞いただけの人が、その「マスコミ全部」という表現をしていたか、していなかったかわかるのですか。このようなことは読んだ人しかわかりませんよ。

概略、大枠しか聞いていない人が、確かに後援会通信の原文では「市議会でのマスコミに流れている報道は」となっていて、確かに全部とは言っていない。だけど、原文の内容というのは、ある特定の一部の報道に限定した言及ではないのですよ。マスコミの一部とは限定してはいないのです。内容からは、マスコミ全部と言ってもいいような内容なのです。先ほど確認した、市長が聞いた、大体市議会についてのマスコミの報道というのは偏っているよねというぐらいの聞いたことで、そういう大枠で、何で「マスコミ全部」という表現はされていなかったとわかるのですか。大枠しか聞いていないのでしょうか。概略しか聞いていないのでしょうか。先ほど言った程度のことで、何で「マスコミ全部」という表現はされていなかったと思いますと言えるのですか。

これはね、どう考えたって読んだ人しかわからない。それを読んでいないと言ったら、概略も大枠も何もないのです。まさに、市長は、今、語るに落ちたのです。先ほど言った概略の話では通りませんよ、これは。概略でわか

る話ではないです、それこそ一字一句読まなかったらわからないのです。なぜ、全部という表現がされていなかったと言えるのですか。文書を読んだからでしょう。うそを言うのではないですよ、本当に。錯誤とか、勘違いとかと言っている場合ではないのではないですか。

(「一部のマスコミに見れないですね、これ」と呼ぶ者あり)

○市長

いや、先ほども言いましたけれども、その大枠を聞かせていただいたときに、一部のマスコミのということでお聞きしておりましたので、そのようにお話をしたところですけれども。

何かこれを改めて読みますと、私は、一部のマスコミの方ということでお聞きしていたところでございますけれども、今、斉藤委員がおっしゃるように、一部のマスコミの方だけの批判ではなくて全部と言われたら、全部のように読めないこともないかもしれません。私自身は、そのときお話を聞いていたときには、一部のということでお聞きしておりましたので、そういう認識でありましたけれども、今おっしゃったように、改めて読んだら、そういうふうな視点も見れますから、そのときには私読んでおりませんでしたので、そういうふうな、大枠で進めるというお話を聞いた中で、お話をしたというところでございますので、御理解をいただければと思います。

○斉藤委員

全く私の言っていることの答弁になっていませんよ。「マスコミ全部という表現はされていなかったな」、これも、直すのですか。これもいじくり回すのですか、市長。こんなでたらめないですよ。

○市長

だから、そのようにお伝えをいただいたときに、そういう表現されていませんでしたから、そのように言ったまです。

○斉藤委員

概略ではないでしょう。概略を聞いて、なぜわかるのですか。原文を読まなかったら、わからないのではないのですか。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、実際にはそういう大枠をお聞かせいただいたときに、一部の報道について、納得がいかないとかですね、それについてはどのようなお怒りの声をお聞きしたところでございますから、一部の、だから、全体の、全てのマスコミのという表現はされていませんでしたので、そのように私には感じていたというところでございます。

○斉藤委員

いや、ああ言えばこう言うってね、何か答弁したような気分になっているかもしれないですけれども、全く答弁でないですよ。「マスコミ全部という表現はされていなかったな」とありますけれども。マスコミ全部という表現がされていたかいなかったか。

原文を読んでいない人が、ましてや何か錯誤で頭が勘違いしているような人が、こんな明確な表現。これは、はっきり読んでそう書いていなかったと言っている言い方ですよ。「マスコミ全部という表現はされていなかった」と言っているのです、自分で。読まない人がこんな自信たっぷりに物言いますか。これは、読んだということですよ。

そうしたら、これも直すのですか。何かもっとあやふやな曖昧な言い方に、大枠を聞いただけでこう言えるような言葉に、これも何か直すのですか。市長、きちんと答えてください。

○市長

訂正方法におきましては、今後打合せをさせていただいて、決めていきたいと思っております。

○齊藤委員

いや、市長、やめたほうがいいですよ、こんなこと。本当に、1 回うそついたら100回うそを言わなければならないことになるのです。私は、だてや酔狂でこのように市長をいじめているのではないです。これは議会の、公の場です。日本中の人、あるいは外国の人だって見ているかもしれない。今、インターネットで全世界で見ることができるのです。そういう中で、小樽市の市長ともあろう人が、このようなことを言ったらだめです、本当に。きちんと正直に答えてください。間違いましたなら間違いましたでいいですから。

ここは絶対に読んでいる人しか言えないことです。これを読んでいなくて言ったというのは、あまりにもあまりにも本当に強弁、強弁もできないです、こんなこと。もう一回考え直していただませんか、市長。

○市長

いや、何度も繰り返して恐縮ですけれども、皆様に今までお伝えさせていただいたように、訂正をさせていただきたいと思っております。

○委員長

私から確認させていただきますが、今、通信を読んでということに対して、齊藤委員は市長に対して質問をされていたと思います。この部分についても、「マスコミ全部」という表現についても、直されるということによろしいのですね。

(「委員長、そうやって言ってないよ」と呼ぶ者あり)

(笑声)

(「表現」と呼ぶ者あり)

その表現についても直されるということによろしいのですね。

○広報広聴課長

今、先ほどの訂正というか、注釈方法につきましては、現在考えている段階では、この会見録を読んでいただく方、読まれて市長が後援会通信を読んでいる、読ませていただきました、読んでいる等、そういうふうに答えている部分については、大枠を聞いたというようなことで、勘違いというか、そのような文言が、先ほどもありましたけれども、勘違いして発言しているという趣旨の注釈を加えると、今のところはそこまでしか検討しておりません。

(「注釈の訂正方法というのは全然わからないということか」と呼ぶ者あり)

○委員長

広報広聴課長、もう一度、注釈なのか。

(「課長は注釈と言うけど、市長は訂正と言う、どっちなの。市長がいう訂正は注釈ってことなのですか」と呼ぶ者あり)

もう一度。

○広報広聴課長

原文は、そのまま残すと。それで、ここの文章の中で、市長が「読んでいる」と「いや、読んだ」という部分については、その注釈というか、ここは実は勘違い、あるいは錯誤等によって、少し書き方はあれですけれども、読んだと言っているけれど、要は、大枠を聞いた、概略を聞いた、そういうことだったのですと、というようなことで直す、直すというか、説明をする、注釈をするという方法しかないのかと思っています。

○齊藤委員

それは、広報広聴課長として必死に答弁されているから、それはそういう方法しかないと思います。

だけれども、市長が、今おっしゃっている、大枠を聞いてだか、概略を聞いてだか、その範疇を、先ほど、どういうふうに聞いたのですかと、その大枠の内容を、この部分について、私は確認したのです。その中で、市議会についてマスコミは偏った報道をしているというぐらいの大枠の範囲で、何で「マスコミ全部という表現がされてい

なかった」と。確かに、原文には「マスコミ全部」と書いていないのです。だけど、内容からいえば、マスコミ全部なのです。別に特定のマスコミを限定して言っていないのです。意味的には、マスコミ全体のことをいっているのです。それを、「マスコミ全部という表現はされていなかった」と言える市長のこの表現、このそういう表現がされていなかったという、この場面での市長の言い方。それは、覆い隠せるものではないです。これは、読んだから言えるのです。実際に文を読んだから、「マスコミ全部と書いていなかったな」と、そういうことでしょう、市長。きちんと答えてください。

○市長

私が、その大枠を聞いている中においては、その一部のその報道についての御指摘でありましたから、私としてはそのように聞いていたということでお話をしたところだと思われま

○齊藤委員

市長の言っていることは、全くおかしいです。

今のことは全く微に入り細に入り文脈を探った話ですけれども、全体の流れ、この記者会見の全体の流れからいって、読んでわかるのですけれども、この辺はほとんど論争状態です。小樽ジャーナルと、読んだということを前提として、もう論争になってしまっているのです、ここは。その状態で、この論争の大前提が、読んだか読まないかということなのです。そういう認識があったかなかったかということなのです。読んだか読まないかということ

を前提として、だから、小樽ジャーナルは最初に何回も確認しているのです、読んだのですね、読んだのですねと。それで、市長はそのとき読んだと言ったのです。それを前提にして、話が進んでいるのです。その大前提を、後からひっくり返して読まなかったと言ったら、全く身もふたもない話です。そもそも、この記者会見自体が何の話をしているのという、この論争が、全く成り立たなくなるのです。論争の大前提をちゃぶ台返ししているのです。その論争をしている片方は市長なのです。その市長が、あときは少々うっかり、正反対の、読んだと言ったけれども読んでいなかったのですと、そういう言い方がそもそも許されますか。論争のマナーとして、議論のマナーとして、ディベートのマナーとして、そのような前提をひっくり返す話が、許されますか。答えてください。

○市長

まあ、記者会見を行っている目的というのは、もちろん記者の皆様からいろいろな御質問とか御指摘をいただきながら、それについても返事をして、市政の状況等を伝える場なのかなというふうに思っております。このときにも、私からも事前に発表させていただいて、市政に伴う取組を、記者の皆様を通して、市民の皆様にお伝えをしたということで、もともとその論争をしたくてこの記者会見を開いたわけではありませんから、そのような齊藤委員の御指摘においては、私自身とは少し考え方が異なるのかなというふうに思っております。

○齊藤委員

普通の記者会見と言っても、事実関係の報告だとか、いろいろな日程の発表だとか、そういったところで錯誤がありましたと直すのだったら、それは前にあったような、法律を直すとか、引用を間違ったとか、そういうことはあり得るかもしれませんが。けれども、自分が読んだか読まなかったかみたいところで、そのような大前提をひっくり返されたら、いや、これは議論なのです、もう言い合いになっているのです。そういう部分で、その根っこをひっくり返すというのは、それはそこをひっくり返したら、こういう人と話ができないになってしまうのです。そういうことをしたら、人間として信用を失う。ましてや、公の小樽市の行政のトップです。そういう人が、そんなことをしてはだめです。これはね、別に党派だとか会派だとか、そのようなことで言っているのではないのです。小樽の市長たる者は、そういうことをすべきではない。きちんと正道に戻ってほしい、それしかないです、市長、いかがですか。

○市長

いや、齊藤委員からも御指摘のとおり、以前にも、法的、法の間違いがあって訂正させていただいたところでご

ございますけれども、そのように事前に文書を用意させていただいて、それこそ間違いのないようにということで取り組んでいる状況の中でも起こり得ましたけれども、それ自体がやはり錯誤ということではなくて、私はそういう論戦とかいろいろなことをやっていく中においては、時に思い違いとか、間違った発言、さらにはそのような錯誤というのは、少なからず起こり得ることではないかというふうに思っております。

しかしながら、御指摘のように、私もこのお役目について、当然この言葉もお話することも含めて、市民の皆様にお伝えさせていただきながら、やるべき役目でありますので、御指摘のように、今後においても言葉の重要度又はその発言の重みをしっかり鑑みながら、御指摘のように気をつけながら、しっかりこれからも取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○齊藤委員

いや、すごく難しい、何と言っていいかわからないようなことで勘違いしたということだったら私もわかるけれども、そういう文書を、ましてや自分の後援会の発行された文書を、自分が読んだか読まなかったかというような基本的なところについて記憶が定かでなかったり、1回読んだと言った表現を、後になって読まなかったような言い方をするという、そういうことが問題だと言っているのです。何かすごい高尚な哲学論議とか、法律論の詳細なところで間違っただという話ではないのです。全く単純な、その後援会の発行された文書を読んだのですか、読まなかったのですかと、ただそれだけのことなのです。それをきちんと答えてくださいと言っているのです。

読んだのですよね。その時点で、もう読んでいたのですよね。答えてください。

○市長

ですから、何度も繰り返しになりますけれども、そういう単純なことだからこそ起こり得たのだと思います。だから、何かしらの錯誤があったということで、お話をさせていただいたところでございます。

○齊藤委員

納得できません。

○委員長

齊藤委員からは、今のお答えについて、もう少し誠意のあるお答えにならないかということで、今、申出がありました、いかがでしょうか。

(「誠意のあるなしではないよ」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

誠意があるとかないとかではないのです。事実なのです。真実なのです。事実は曲げられないのです。100うそをついたって、事実は事実なのです。読んでいないものは読んでいないし、読んだものは読んだのです。

市長、読んだのですよね。この記者会見の時点で読んだと言っていることは、事実ですね。

それを読んでいないと言うから、こういうおかしなことがいっぱい出てくるのです。あちらにもこちらにも。何個直せば済むのですか。こんなことやっていたらだめですよ。

読んでいたのですよね、市長。

○市長

ですから、何度も言いますが、そうではありませんでしたので、何かしらの錯誤があったのだということで、説明をさせていただいたところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○安齋委員

◎森井ひであき後援会通信について

今の質疑の流れで、若干整理をさせていただきたいと思っていて、この間ずっとそういった話がありましたので、資料を要求させていただきました。

それについて、まず質問していきますけれども、その前に、錯誤という言葉ですけれども、私も、市長が錯誤とおっしゃったので、錯誤とは何だということで調べました。やはり広報広聴課長も、錯誤について市長からコメントがあるということで、お調べになられていると思います。錯誤心理学というのがありますので、それについて、錯誤とは何だというところを説明してください。

○広報広聴課長

前回もお答えしたと思いますけれども、例えば、法律用語で言えば、自分の本心というか内心のこう、自分が思っていることと、それを口に出したときの表現がちぐはぐというか、そごが生じていて、だけれども本人はそれに気づかないで話しているというような状況だと思います。

○安齋委員

フロイトという学者がいて、その人の発表も読んで、何だということで調べたのですが、自分の中では読んでいないけれども、ある程度聞いていたから読んでしまったというような発言をしたとか、そういったことについても錯誤と言うらしいのです。それで、ここで整理させていただきたいのは、大枠はいつ聞いて、最初読んだときはいつだったのだと、そこを聞きかかったのですけれども、覚えていないということで市長からあったので。

(「具体的な日はわかりません」と呼ぶ者あり)

日時でなくてもいいので、いつごろに大枠を聞いて、いつごろ最初に目を通していたのか、それだけをお聞かせください。

○市長

資料要求をいただいた内容で、日程だったので、日は、恐縮ですが覚えていなかったものですから、そのように提出させていただきましたけれども、大枠を聞いたのは、後援会通信が発行される前でございます。それと、私が後援会通信を最初に読んだ日は、正式なものをいただいたのは、あの記者会見より後でございます。確か、私の記憶が定かではないですけれども、本会議が始まる前だったと思うのですが、日程、日までは、恐縮ですが、わかりません。

○安齋委員

市長もたぶん説明下手といいますか、いつも大まかにしか答えていただけないということで、こういった勘違いが起きているというふうに思います。私としては、大枠を聞いたのは発行前だけれども、記者会見でそういった質疑があったときには、自分の中では読んだと言ったけれども、勘違いしていたのだというような言い方をしていただけなのに、私に何らかの錯誤というような発言で釈明をされるからおかしくなるというふうに思いますので、何らかの錯誤ではなく、いや、言い間違えましたと言っていたら、それで済んだのではないかなというふうに思うのですけれども、これについて見解を伺わせてください。

○市長

いや、安齋委員はそのように私に対応すれば済んだというお話かもしれませんが、私としても、この議会でそのように御指摘いただいて、私自身も万全な人間ではないかもしれませんが、今後においてそういうことがないように、精一杯取り組まなければならないという、そういう意味合いにおいては、御指摘があつてよかったのではないかとこのように思っているところでございます。

○安齋委員

誰でも間違いはありますので、その点、しっかり真摯に対応させていただきたいと思っております。

ここで伺いますけれども、発行前に大枠を聞いたということですが、その大枠を聞いた中で、ではそれで発行してもいいです又は発行してくださいというようなやり取りがあつたのかどうか、確認させてください。

(「私ですか」と呼ぶ声あり)

はい。

○市長

後援会の方々が自発的につくっていただくものに対して、私がいいとか悪いとかというようなことを言う立場にはないというふうに思っていたので、それについては私からは何も言っておりません。

○安斎委員

これまでの私の質問の中で、参与の部分とか、選挙違反をしたとかという部分で、市長はそう思っていないというふうに御答弁されていますけれども、では、そのような話を聞いたときに、私はそのようなことを思っていないとか、そういった話はないのですか。森井ひであき後援会通信というのは、森井秀明氏が代表を務めている政治団体が出すものなのに、自分と考えの違うものを出すと言ったことに対して、それについては少し違うのですか、そういった話が普通はあってもいいような気がするのですけれども、その点、何もお話しされなかったのですか。

○市長

いや、何度も繰り返すようで恐縮ですが、私のことを応援したいという思いの下で発行いただくということでございましたし、当初においては、本当に大卒でしかお聞きしておりませんでしたので、そのお気持ちに対して大変ありがたいという思いの下でお話をしていたところなので、そのような一つ一つの細かいところをどうこうとかというやり取りをしたわけではありませんので、恐縮ですが、そのときには安斎委員がお話しされているような状況ではなかったということでございます。

○安斎委員

◎ホームページについて

これについて繰り返しやってもなかなか議論が深まりませんので、市政の部分についてですが、市のホームページを訂正するという発言をされていましたが、広報広聴課長からは、注釈をつけるということでお話を伺いましたが、市長の口から注釈をつけるということを伺っていませんので、どういう対応にするかというまでは細かく言いませんけれども、訂正なのか、注釈をつけて訂正をするのか、対応についてそれだけ聞かせてください。

○市長

これについては、今までも予算特別委員会等で議論いただいた中で、副市長をはじめ担当職員とやり取りをして、注釈における訂正方法が一番望ましいのではないかということだったので、その方向で、今、検討しているところでございます。

○安斎委員

先日、新風小樽の高橋龍委員から質問があって、顧問弁護士の方からの御意見を伺いましたが、当日の朝に言ったものですから正確な御見解を伺えませんでしたので、1日たっていますので、改めて顧問弁護士としてどういうふうに見解を持っているか、お聞かせください。

○広報広聴課長

昨日、報告させていただいた件ですが、今日に至っても特に新たな動きはございません。

○安斎委員

昨日の議論の中では、注釈をつけたほうがいいのかという御意見がありました。その部分で、ではなぜ注釈をつけたほうがいいのかということがなかったのか、それについても広報広聴課長が連絡をとったときに、どうしてそれは発言内容を変えるのではなくて注釈のほうがいいとおっしゃったのか、お聞かせください。

○広報広聴課長

顧問弁護士の話の中では、その法的な話に深まる前に、「録音テープはあるのか」「あります」と。その中には、「記者会見のとおり話しているのだろう」「まあ、そうです」と。そういう中で、それであれば、テープが

あるわけだから、それを書き換えるのではなくて、それはやはり、もし本人の本意とそれが違うということであれば、注釈にとどめるべきでないのではないかと、一般的な助言であったということです。

○安齋委員

今回、読んだ読まないという話になってはいますがけれども、結局、この間ずっと議論を聞いていると、大枠を聞いても心強いと思ったし、読んだ後でも心強いと思ったのだから、何かどうしてそんなにかたくなに市長が読んでいないのですとかに、こだわるのかなというふうには思っていたのですが、この質問については、また違う場所で議論させていただきたいと思っております。

◎市長のあり方について

次に、本当はこの総務常任委員会と言うことではないかもしれませんが、私が、何度も副市長を通じて指摘させていただきましたが、閉校式にかかわってのスリッパについてです。

閉校式において市長は、主催者なのに、ペタペタとスリッパで登壇して、校旗返納をやったり、挨拶している姿はみっともないと、だからやめさせたほうがいいということ、私は二度副市長を通じて言ってもらったのですが、手宮西小学校でも北手宮小学校でも、手宮小学校でも同じようにスリッパを履いて行かれて、保護者やPTAの方々からも、主催者なのに、あれはよろしくないよねということがありましたので、なぜ、まずスリッパだったのか。そして、私が指摘したのに、なぜそれで変えていただけなかったのか、その理由についてお聞かせください。

○市長

副市長から直接ではないですが、秘書課から、話は聞いておりました。私が、自分自身の履物なので自分で用意すべきだということなのかとは思いますが、私自身、恐縮ですが、買いに行く余裕がありませんでした。そして、上靴を持っていない状態だったので、御指摘いただいていたのですが、その閉校式をされている期間においては、対応ができなかったということでございます。

○安齋委員

市長、それは、よろしくない答弁だと思います。というのは、原課で用意しているのですよ。

(「え、用意してる、知らないですよ、本当ですか」と呼ぶ者あり)

本当ですよ。

(「初めて知りました、今。本当ですか」と呼ぶ者あり)

○市長

いや、済みません。今の話は、初めて聞きましたけれども、逆に、総務常任委員会でありまして、市として上靴を用意すべきだという御指摘なのかどうかということとかも、私には把握できてなくて、また、私自身はこの御指摘いただいたときに、買ったほうがいいということの意味合いのかなと思っていたので、何とか準備したいというふうに思っていたのですが、私自身は余裕がなかったということで、先ほどお話ししたところでございます。

それで、用意されているというのは、私は、今初めて聞きましたので、それは後ほど確認して、あれば、今後においてそういう室内というか、いるときに、それを活用するようにしていきたいと思っております。

○安齋委員

用意とかなかったとか、そういう話もしましたが、そもそもは、やはりそういうときに、首長としてのマナーとして、最初から靴を用意しておくのが筋であるとか、当たり前のことです。もし買いに行く時間なかったら、原課にサイズ言って買っておいでもらうとか、それとも外で履いているのだったらその裏を拭いて履いていくとか、そういう意識がなかったのかというところに私は問題点を感じているので、市長として、そもそもスリッパで登壇するということに対して何も感じていなかったのか、上靴がなくして仕方なくスリッパを履いたのか、市長として最低限のマナーとして、主催者のマナーとして、どう思っていたのかその点だけ聞かせてく

ださい。

○市長

今の御指摘からいきますと、いたし方なくスリッパを使っていたというところでございます。

○安齋委員

それなら、私は、何回も指摘しているのです。何で買いに行ってもらわなかったのですか。

○委員長

どうですか、市長。御答弁できるでしょうか。

○市長

大変恐縮ですけれども、私自身はその御指摘を、何回かと言われておられますけれども、私は1度だけお聞きしていました。私はそれをみずから用意しなければいけないと自覚していたものですから、それを自分自身で行える余裕がなかったというところがございますので、大変恐縮ですけれども、そういう事情だったということで御理解いただければと思います。

○安齋委員

副市長に伺いますけれども、私が指摘してから二度もそういった状況になっているのですけれども、それを見て、市長にもう一回言うとか、原課に買ってこいとかというのを、補佐役としてしなかったのかということを確認させていただきます。

○副市長

私、秘書課を通じて、具体的に上靴などを用意するよというということで指示はしておりました。それで、その後、依然としてスリッパで登壇していましたので、それがどのようになったのかということではなっていましたけれども、それ以上強くは言えなかったというのが実情でございます。

○安齋委員

これについては、あまり議論する内容ではないと思うのですけれども。

(発言する者あり)

(「指示したんです」と呼ぶ者あり)

(「そうですか」と呼ぶ者あり)

次からは手宮中央小学校の開校式が4月にありますので、しっかり用意していただきたいと思います。

◎参与制度について

次に、参与についてです。参与については、いろいろとこれまで審議がありましたけれども、まず、3月31日で任用期間が切れるということで、参与室をどうするのかというところをまず聞かせてください。

○秘書課長

参与室についての御質問でございます。

3月31日で任用が終了いたしますので、新年度以降は、その有効活用に向けて庁舎管理者である総務課と相談してまいりたいというふうに考えてございます。

○安齋委員

では、建設部庶務課等にある机とかも撤去されるということで、よろしいですか。

○秘書課長

はい。建設部庶務課、それから雪対策課の机に関しても、任用の終了とともに、建設部と相談という形にはなりませんけれども、撤去という方向で考えてございます。

○安齋委員

何で相談することがあるのですか。

○秘書課長

今、なぜ相談するかということの質問でございましたけれども、参与の机等というものに関しては撤去すると、配置等に関して相談するというような、そういうような答弁ということで。配置といいますか、参与の机等に関しては、撤去するという方向で考えてございます。

○安斎委員

代表質問の中で、排雪抑制の部分で、苦情を入れたという市民から、参与からもアドバイスがあるというような話を作業の人が言っていたという話を聞いたものですから、それについて、代表質問で聞きました。これについて、その時は、答えがなかったので、改めて調べて答えていただくということでしたから、これについては事前にこれについて聞きますということを言っていましたので、そのタイミングについて、指示というかアドバイスがあったのかどうか、確認させてください。

(「確認していることが違うな」と呼ぶ者あり)

○市長

今のお話は、排雪のタイミングについて参与から除排雪の、対策本部に対して、何かしらのアドバイスがあったかどうかということで合っていますか。

私、先日御質問いただいたときに、私に対しての直接のアドバイスは、参与から私には排雪におけるのタイミングのお話はありませんでしたということでお答えしたと聞いていたので、この後……

(「違うな」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

私はですね、代表質問のときに、「参与と除雪のアドバイスの部分ですけれども、まず除排雪の改善の上で参与のアドバイスがあったから、こういった改善があったということで御答弁いただきましたが、これまでも議会で各議員が質問していましたけれども、その排雪のタイミングとか、現地調査という部分についても、参与のアドバイスがあるということですが、私としては昨日ちょうど連絡が入っていたのですけれども、2月当初ごろから排雪のやり方を変えたのだと。そしてそれは参与のアドバイスで、その上の人からの指示だということでありました。ただ、それについては、かなり苦情があるというか、どういう基準でやってどういうふうにならざるにそれを指示しているのが全く明確ではないので、本当に参与のアドバイスでやっているのであれば、こんなに苦情が来ないと思うのですけれども、この排雪のやり方の苦情に関しても、本当に参与がアドバイスしたのかどうかを聞かせてください」と質問したところ、市長からは、「排雪のタイミングなどについての参与のアドバイスということにおいては、恐縮ですが、私、今認識をしておりませんので、後ほど確認をしたいというふうに思っております」と答えられていたので、今日、これについてどうだったのか参与の関連で聞きますということを事前に理事者を通じて言わせていただきました。

○市長

恐縮ですが、少々勘違いしていたところがありまして、そのときの答弁も含めてお話をしますと、私自身は、参与から排雪のタイミングについて直接的なアドバイスをいただいていたので、先ほど、どなたかから御連絡をいただいていたということで、参与からのアドバイスをいただいていたのではないかというお話だったかと思っておりますので、それは雪対策本部に対して、参与が何かしらのアドバイスをしたのかどうかということが私のほうで把握できていなかったもので、恐縮ですが、わかりませんということで答弁させていただいたところでございます。そして、今日、私に参与からどのようなアドバイスがあったのかということをお聞きになっていると思ったので、この間と同じように、私は参与からアドバイスを直接受けておりませんということしか答えられないと思っていたものですから、先ほどと同じように、そのように答弁をさせていただいたところでございます。

(「それで、どうだったのですか」と呼ぶ者あり)

それで、どうだった……

(「いや、だから、それで、参与のアドバイスがあったのかという」と呼ぶ者あり)

いや、事前にお聞きしていたのが、市長に対して参与からどのようなアドバイスがあったのかということだったので、それは、参与から私にアドバイスはなかったもので、そのことを答弁として考えていたところなので、恐縮ですが、参与から原部、原課に対してどのようにアドバイスしたというのに関しては、今、恐縮ですけれども、まだ把握ができておりません。

○安齋委員

本来であれば、このようにお答えいただいたのだったら、すぐに答えていただくのが筋だと思います。今、ここは総務常任委員会所管ですから、これ以上は質疑しませんけれども、後で明確に答えてください。

それから新しい参与制度を検討しているということですが、本会議の中での質疑で、大きな課題があってなどは別に、将来のことについてアドバイスをもらいたいから参与が必要だということですが、では、現在、参与を導入するに当たって、どういう課題を持っていて、どのような人から、そうやって専門的な知識をもらいたいから参与制度を考えているのかというところを聞かせてください。

○副市長

今、具体的に、市で抱えている大きな課題や具体的な課題をイメージして参与制度を検討してはございません。ただ、大きな課題であったり、この間も答弁しましたように、一つは外部の人材の知見、これはスーパーな知見という話をしましたけれども、それと、スーパーな人脈づくり、そういうこれまでにない、小樽というものを客観的に見ながら将来の小樽の大きな課題について知見を持っている方又は大きな人脈を持っている方、それらの人たちの意見を、市政に反映するということが大変重要なことだということで、いわゆる参与のような制度、そういうようなことが必要になってくるのではないかとということで、今、新制度の設計を、検討しているところでございます。

○安齋委員

何度も指摘していますが、やはり参与というポジションをただつくりたいとしか聞こえないのです。結局、この課題があって、これを解決するために、この専門的な知見が欲しいというふうにならないと、この前の参与と同じになるのです。ただ参与のポストが欲しいというふうにしかなじられないので、具体的に、どこの課題があってそういった専門的なスーパーな知見が欲しいのか、客観的に見てもらいたいのかというのを言っていただかないと、ただ参与制度を設けますと言われても、納得できませんので、どこに課題が感じられているのかというのを、そこがあってこそその参与だと思うので、それについて聞かせてください。

○副市長

重ねての質問でございますが、具体的な課題をイメージしているわけではございませんで、ただ、そういうことが想定されますので、将来的に課題でありますとか大きなテーマ、これらがこれからの小樽のまちづくりにはたぶん必要になってくる、そういうことを想定をした参与制度というものを、今、考えているところでございます。

○安齋委員

いや、副市長の答弁も切れがなくなると本当に感じます。そのようななど、森井市長と同じように指示代名詞だけで言われたり、課題はこんなふうだなどと、もう何ていうのですか、もう大ざっぱすぎて、この問題なのだと行ってくれないと、参与制度を考えると私たちは認められません。

何かないのですか、その課題が。

○副市長

小樽で、今、特別な課題をイメージしているわけではなくて、イメージとしてわかるように言えと言え、私が北海道にいたときに、こういうことがありました。

一つは、北海道の駅伝を強くしたいと。そのためにどうしたらいいのだということで、北海道として、当時は澤木氏、順天堂大学の駅伝の監督です、それから日本陸上競技連盟の長距離の強化部長、この要職にある方に、北海道の駅伝を強くするため顧問としてお願いをしたと。そのときは数百万円だと思いますけれども、それで、一つは、板橋区にあるナショナルトレーニングセンターを北海道選手団に開放していただいた。それから、その選手団が日本の駅伝の選手団と順天堂大学の合宿所を借りて冬季の強化合宿ができるという一つのそういうテーマに知見のある方又は人脈の持っている方を雇うことによって、北海道選手団を飛躍的に強化できたと。当時は、今もそうですけれども、大体40位前後。その顧問を雇ってその強化をすることで、20位ぐらいまで順位が上がったと。イメージとすれば、そういう顧問又は参与制度というものをイメージしております。

○安齋委員

上林副市長が言っていることは、私と同じではないですか。駅伝を強くしたい、では、どうしたらいいのだ、それで澤木氏。今、おっしゃったことと逆ですよ。具体的に課題は何もなくて、ただ参与はつけたい。おっしゃっていること、全然真逆ではないですか。小樽のこころを強くして、参与だ、顧問だとやっていくのが、今、上林副市長がおっしゃったことではないのですか。

○副市長

二つの考え方があろうかと思えます。一つは、安齋委員のような考え方もあるでしょうし、もう一つは、基本的な制度設計をしながら、例えば、どういう人がいいのかということ、その課題によってイメージが異なりまして、又はテーマによってその人材も変わるでしょうし、それから雇い方、それも変わってくる。そういうことがありますので、具体的な制度設計ができる間には、たぶん小樽が目指す必要な人材というものはたぶん出てくるだろうと思っておりますので、その辺は今後の検討課題で、現在、それらも含めて検討しているというふうに御理解いただきたいと思えます。

○安齋委員

全然理解できないです。私の考え方が1だと、でも、今、考えているのは2だと。それで、上林副市長は、1の例を出したわけです。では、2の例は何かありますか。

(「2というのは」と呼ぶ者あり)

一つには、私のような考え方をするとおっしゃいました。二つ目には、テーマがあったり人があったりということの例を出されました。ですが、最初、上林副市長がおっしゃったのは、私が提案した1の、強くしたい、どうしたらいいと、だからこういう人なのだ、それでそれが結果選手の強化につながったという1の例を言ったのに、やっていることは2のことなのです。だから、私としては、2のことで何かいい例があって、そうしたいのだという説得材料を求めているのです。今までの説明だと、ただ参与のようなポストを設置したいというだけの話にしかなくないないので、それだと全然議論になりませんということなのです。

○副市長

新制度を提案する場合には、具体的なテーマも合わせて提案することになるかというふうに思っています。

○安齋委員

全くないということで理解しました。

◎多選禁止の考えについて

次に、8年前の公約についてということで伺います。

市長は8年前、「しがらみを一掃します」という項目の中で、「市長の多選（三選）禁止のための条例をつくり、多選に伴うしがらみや弊害をなくします」ということでおっしゃっていましたが、これについて、今、お気持ちはどうなっているのか、確認させてください。

○市長

今の 8 年前の公約における御質問は、「市長の多選（三選）禁止のための条例をつくり」というお話に対してですね。それについて、私自身は、今は、このような考えは持ち合わせておりません。

○安齋委員

それは、なぜですか。

○市長

私自身、8 年前のときにはそのような考え方も持っていたところでもありますけれども、あくまで選挙というものにおいては民意が反映されるもの、市民の皆様が、例えばそういうふうは何期もされている方がいて、それは多選でということで判断されたときには、そのような判断をされるであろうと思っておりますし、その時々々の民意によって反映されるものという認識が非常に強くなったということが 1 点。もう一点は、その後、多選の条例をつくった方がいらっしゃったのですが、結果的に、その条例を撤回して、長期にわたって、長期にどうか、その多選の条例より長い期間行われているという方ともいらっしゃいまして、何かそのような状況などをいろいろ鑑みたときに、やはり実際にその条例を撤回した後にその方は続けて当選されたと思うのですけれども、やはりその市民の皆様、地域の方々、その方を望まれたら、そのような結果になるものだとすることを改めて感じたところでもありましたので、当時はこのように考えておりましたけれども、現在は考えておりません。

○安齋委員

そのバックボーンはわかりましたけれども、市長は、しがらみを批判して今回当選されたのに、当時は多選に伴うしがらみや弊害をなくすと言っていたのです。これについては、今でも同じ考えなのではないですか、しがらみを一掃するという。しがらみの市長を、しがらみの体制を批判していた市長と、この当時と同じ考えなのではないですか。これについても撤回するということですか。多選でもしがらみではないということでは今も考えているということではよろしいですか。

○市長

今、御指摘のあった、その多選に伴うここに書かれているしがらみの弊害、これについては、先ほどもお話ししましたけれども、多選に対しての考え方が変わりましたので、これについてはもうそのようには考えていないところでございます。

○安齋委員

◎特別職の報酬について

そうしたら、次に、議案の中から 1 点、この 8 年前の公約に関連しての質問をさせていただきますけれども、今回の付託案件で、議案第 34 号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償の一部を改正する条例案の中で、特別職に関しては、引上げは一部凍結するということになっておりますけれども、まずはこの凍結の理由、これは市議会になかなかお話しいただけなかったもので、まずは、なぜ凍結するのかをお聞かせいただきたいと思います。

○副市長

特別職の報酬に関しての検討で、第一義的には、まずはこれまでも職員の報酬に関して又は給与に関しては、人事院勧告に準拠するという方法をとってきたと。職員に関していえば、これは準拠ということで、上げることはやりましょうと。では、特別職については、どうなのだろうということで、市長と私が相談して、まずは、やはり市の財政状況が真の意味ではまだまだ改善途上だということが一つ、それから、市民感情としてどうなのだろうと。今の小樽市の、市民の給与状況、給与水準、それらを鑑みて、我々の給料がどのぐらいの立ち位置にあるのだろうかということを勘案した結果、いったん上げることは上げる、上げなければ根拠が将来にわたってわからなくなる。そういう意味では、一度準拠して上げてそれを受け取らないというか、そういうことが、市民にも我々の意思がまたわかっていただけるのかと。そのようなことを相談した上で、今回、その条例案を出したということでございま

す。

○安齋委員

ここで、8年前の公約で、この前も私が質問させていただきましたところに戻るのですけれども、市長給与は適切な給与に削減しますと、小樽を第二の夕張にしようとするうんぬんの中でおっしゃっています。これについて、では、今回、一部凍結によって適切な給与だというふうに御認識いただいているのか、それとも、本当はまだまだ高いと思って削減はしたいというふうに考えられているのかお聞かせください。

○市長

先日は、たしか退職金の返上のことでということで、その考え方はもう持っておりませんというお話をさせていただいたと思います。

その答弁と同じような答弁になってしまうかもしれませんが、財政状況が厳しいという状況の中で、当然、市長一人の給与をコントロールすることで財政の好転に一気につながるかということ、そうではないという認識をまず持っているところでございます。ただし、やはり行政の長として、現在、財政がまだ厳しい部分があるということをややはり皆様にお示しをするという観点の下で、今回、副市長とも相談させていただいて、このような対応をさせていただいたところでございますので、今、御指摘のような、市長給与は適切な給与に削減しますという考えの下に行ったことではないと理解いただければと思います。

○安齋委員

もう一回先ほどの多選の話に戻りまして、多選は、今、それはしがらみや弊害ではないと、条例もつくるということも考えていないということでしたけれども、では、市長としては、今後、何期市長をやって、それで、さんざん言っている「市民幸福度の高いまち」を目指しているのかをお聞かせいただいて、さらに退職金を返上しないということですから、3期勤めた退職金が幾らで、それも全部もらうという考えになっているのかだけ確認させてください。

○市長

まず1点は、何期やるのかという話かと思いますが、それを決められるのは市民の皆様だと思っております。そして、先ほどお話しされた小樽市総合戦略を通した市民幸福度を高めていく、これは長期間かかることかもしれませんが、私の中では、まずこの1期4年間の中でその目標になっているところにより近づけていくということが、私自身の役割ではないかというふうに思っているところでございます。

退職金に関しては、適正な形になっている制度にのっって対応するというところでございます。

○安齋委員

考え方は変わるでしょうから、それについてはよろしいと。よろしいというか、考え方が変わったのだなと認識しておきます。

◎桜の伐採、移植について

次に、手宮小学校の桜の木の伐採について伺いますけれども、新聞報道で私も気づいたのですが、手宮中央小学校建設の際に、並んでいた桜の木が伐採されたということで、なぜ伐採してしまったのか、桜の木は当時どれぐらいあって、ほとんど伐採されたと書いてあるのですけれども、どのぐらい伐採してしまったのかというのを聞かせてください。

○（教育）施設管理課長

手宮小学校の桜の木についてでございますけれども、20本ほどあったと認識しております。桜の木につきましては、当初は移植ということで考えていたのですが、専門業者にいろいろ相談していく中で、移植した場合、枯れる可能性が高いということを業者から言われておまして、学校ともいろいろお話をし、残すのは難しいということで協議をしていたところでございます。その後、学校から、記念植樹をした桜の木が2本あるので、どうしても

これだけは移設してもらえないだろうかということで御相談がありましたので、枯れる可能性があるということをご認識していただいて、2本移植したということでございます。現在は2本、移植して植えてございます。残りの本数につきましては、屋体の建設日に法面を崩す形をとりましたので、そこで10本ほど、今、伐採しております。残り10本ほど、まだ土手のところとございますか、グラウンド面になる部分にまだ残っておりますけれども、これについても工事に支障が出てきますので、伐採したいと考えてございます。

○安齋委員

手宮公園周辺は、北限の栗林という人もいますけれども、桜の名所としても有名なのです。それで、手宮の子供たちは、これを見て育つてという思いもあって、私は、何とか残しながら設計することはできなかったのかと思っているのです。これ、伐採しなければいけないのか、その理由をお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

先ほどもお話しさせていただきましたが、移植しても枯れる可能性が高いということで、学校とも協議をしまして、対応を考えたところでございます。これからの桜については、末広公園に移植するというか、植樹する場所を、今、確保することで動いておりますので、そちらに植えられるように、今、準備しているところでございます。

○安齋委員

今、私が確認させてもらったのは、なぜ伐採しなければいけない設計だったのかということを開きたかったのか、これからの部分は理解しましたけれども、なぜそういう設計にしかならなかったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

学校のグラウンドが狭いということで、グラウンドを広くするという前提に設計を進めておりましたので、既設の校舎が建っている部分を4メートル切り下げるという意味で、どうしても土を削らなければいけないという部分で伐採になるという形になりました。

○安齋委員

これについては、私も可決の立場で議決して進めている工事ですので、執行の部分でチェックする上では、私もこういったことは、もっときちんとチェックしていかなければいけなかったと反省しているのですけれども、できればやはりそういう木などは大切なものであり、学校が変わるということに対して、こういった象徴的なものが残っていると、やはり母校がなくなってもという思いもあつたりとかするものですから、今後どういう形になるかは、今、検討をしているということですが、何とか残す方向で進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎後援会幹部の市長室への出入りについて

それで次に、最後ですけれども、後援会幹部の人たちの市長室への出入りについてです。結局、何が言いたいのかというと、森井ひであき後援会通信のことなどいろいろあって、私たちがこの議会の中で、後援会幹部の人たちが、市役所でいろいろと動いているという話を聞いたり見たりしているの、そういった問題になっているときに、後援会幹部が動いているのに、後援会通信を読んでいないとか、その人に聞けなどという話をしたり、あと、要は貸出ダンプなども受皿の一つになっている組合の理事長を後援会幹部の人がやっているのに市長室に入っていく、そういうことが利益誘導だというふうに言われるのです。ですので、全部が市民なのだという市長の主張はわかりますけれども、ただ、やはりそういったケース・バイ・ケース、TPOが大事だと思うので、私としては、出入りについては、

（「一人のことを言っているのですか」と呼ぶ者あり）

そうです。

（「一人のことを言っているのですか」と呼ぶ者あり）

そうです、そうです。

ですので、そういった場合は、密室で、そういった利益誘導だと言われているような形の人が、ずっとではないですけれども、何回も来たりなど、そういったことは避けたほうがいいと私は思っているのです。ですので、こういった後援会通信の問題も、この人が担当だということですから、ぜひ、そういったことは慎重に対応すべきだと思っていますし、全部市民の皆さんとともにと言っているのに、一部のそういった方々とはしか接していないとか、密室で会っているとしか見られないやり方は、すべきではないと私は思うので、その点については気をつけていただきたいと思うので、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長

私は、安齋委員から御指摘されるとするならば、きっと後援会の人に限らず、今もおっしゃってましたよね。いろいろな人に会うべきということをお指摘されるのだったら理解できると思っていたのですけれども、安齋委員自身もおっしゃっていたように、私自身は市民の皆様全員が、12万人、やはり一緒に取り組んでいきたいという思いの中で、誰だけを外すとか、誰だけがだめだとか。

（「外せなんて言っていないです」と呼ぶ者あり）

私はそんなことにはなり得ないと思っっているのです。

（「そんなこと言っていないです」と呼ぶ者あり）

はい。ですから、今の御指摘も含めて、私自身も時間の許す限りではありますけれども、いろいろな方々が……

（発言する者あり）

何かありましたか、よろしいですか、答弁続けて。

（「言っていること、すり替えにしかなっていないです」と呼ぶ者あり）

すり替え。ですから、御指摘の方も含めて、もちろん私自身の時間を許す限りというか、多くの方々にお会いできるように、市長室の出入りに限らずですけれども、お会いし、表敬訪問であったりとか、いろいろなアドバイスであったりとか、時には御心配の声等もありますが、そういうことは起こり得ることですので、御心配のようなことにはなり得ない、私はこのように感じているところでございます。

○安齋委員

私が言っているのは、後援会通信の問題があったり、貸出ダンプの問題があったりなど、そういったときに、それにかかわっている人が密室である市長室に出入りしたりしているのを見ているから、そういうのはおかしいのではないのかと。毎回出入りするなどと言っているのではなくて、時と場合、TPOを大事にしてと、後援会通信のことでこんなにもめて、答えないなどと言っているのに、市役所の庁内に出入りして、市長室に入ってその話を聞いているとか、そういったことをやっているのがおかしいですということをお指摘したのです。

出入りするなどと言っているわけではなくて、時と場合だと言っているのです。何か、今、全部、私が出入りするなど言ったようにおっしゃったので、今の部分は発言を撤回して、もう一回答弁し直してもらいたいです。

○市長

安齋委員は、何か誤解をされているのかわかりませんが、そのようないろいろな方々が出入りされるわけで、その中のお一人でしかありませんので、何をそのように御指摘されるのか、私としては理解ができませんし。そうですね、何を、その密室だとか何だとか言われることも、なぜそのようなことを御指摘されるのかが、私としては理解できませんから。先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり当然私も市民の皆様12万人全員にお会いできるわけではないかもしれません。しかしながら、そんな中で、自分なりに時間をつくらせていただいて、機会あるごとにそのようにお会いをし、取り組むことそのものは決して悪いことではありませんから、それをなぜそのように、その方だけを抜き出して……

（「違う違う、いや、違うって」と呼ぶ者あり）

その利害だとか何だとかと言われるのが、私には理解ができない、そういうところでございます。

(「違いますよ」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

私が言っているのは、ただの出入りではなくて、後援会通信で問題になっているときに、その人と私たちが全然対応できないと言っているのに出入りして話をしているとか、目下、貸出ダンプのそういう作業中のときに、当事者の人が市長室に入って、密室で何をやっているかわからないようなことはやめたほうがいいと言っているのです。いつでも入るなどというのではなくて、時と場合によっては控えたほうがいいと、そういうふうと言われるのですということ言っているのです。

○市長

そのような御心配はないとしか答弁できませんし、また、対応ができていないというお話ですけれども、きちんと窓口でやり取りされていると聞いていますから、なぜそのような御指摘をされるのか私はわかりませんし、何かそれだと誰かと会うことを制限されかねないと思いますので。

(「違うって、そんなことで言っていない」と呼ぶ者あり)

(「事実確認したほうがいい」と呼ぶ者あり)

ぜひ御理解いただければと思います。

○安齋委員

今、私としては、そういった問題があるのだと指摘をさせていただいているのに、理解されていないようなので、実際に12月の貸出ダンプの抽選があったときから、2月の後援会通信が出るまでの、市長室への後援会幹部の人たちの出入りを、実績として、いつ来て、どのようにやっているのかというのを、お聞かせいただきたいと思います。窓口が秘書課ということですから、秘書課長で把握されていると思いますので。

○秘書課長

安齋委員、12月から、この時期までということ。

○安齋委員

貸出ダンプの抽選があったときから、この後援会の通信でもめているときに、市長室に出入りがあっていて、そういうのも見られているので、そのポイントポイントではないかもしれないですけれども、その間に出入りしている、それだとかおかしいでしょう。貸出ダンプが、抽選があったのに、利益誘導だと言われますよね。後援会通信でこちらがこうやってさんざん言っているのに、後援会に聞いてくれというつつけんどんな答弁をしているけれども、その幹部の人が来ていると。だから、それは理解されていないから。まず、では、その実績としてそのときに来ているかどうかだけ確認させていただきたいということなのです。

(「出入りとか面会」と呼ぶ者あり)

○秘書課長

現時点において、全体のスケジュールの確認を、資料を持ち合わせおりませんので、後ほど報告したいと思います。

(「いいですか、私答えます。委員長」と呼ぶ者あり)

○市長

幹部というのは、お一人の方を言っているのですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

少し明確ではないかもしれませんが、その方が12月以降、市長室にお越しいただいたのは、たぶん1度だけだったと思います。

(「窓口になっている秘書課で押さえていないのですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

秘書課長にお伺いいたします。その資料は。

(「いや、何度も出入りしているのを見られているから」と呼ぶ者あり)

(「市長室にですか」と呼ぶ者あり)

(「うん」と呼ぶ者あり)

(「いや、一度だけだったと思いますけど」と呼ぶ者あり)

○市長

お会いしたときの話などをするのも変な話かもしれませんが、そのように後援会通信のことで、議会等で取り上げられていたということもあって、御心配で。議会というか、そういう質問書とかで、後援会通信のことがあったので、それが御心配で来てお話をされたと記憶をしております。ですから、安斎議員が御指摘のような御心配のようなことはありませんでしたので、そうやって御理解をいただければと思います。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

安斎委員は、今、事実の確認をしたわけです。それで、秘書課長は、事実の確認が可能な旨の発言をしたわけです。ただ、今、この瞬間では無理だということであれば、どのぐらい時間がかかるのかわかりませんが、それであればたぶん面会簿か何かそういうものが存在しているのだろうと思うのです。市長の答弁はあやふやな記憶の中での答弁です。

(はい。あやふやですね、私、日までは覚えていないです」と呼ぶ者あり)

ですから、確実な事実が、確実に確認できるということですから、そんなに長い時間ではないから、いったん休憩をとって、事実確認をして答弁していただいたほうがいいと思いますが、委員長、整理をお願いします。

○委員長

ただいまの濱本委員からの議事進行であります。市長におかれましては、不正確な記憶の中での確認ということでは、なかなか正確なものではないと私は判断しました。また、秘書課長からは、その資料があるということなので、この資料の下で、発言できるように体制を整えていただきたいと思います。

秘書課長においては、何分ぐらいかかるのか、もしわかれれば、いかがですか。

(「できるんですかね」と呼ぶ者あり)

(「面会簿であるの」と呼ぶ者あり)

(「ないのだったらないって訂正してもらってもいいのですよ。」と呼ぶ者あり)

(「あるの」と呼ぶ者あり)

(「ないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「ないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「確認できるすべがあるのか」と呼ぶ者あり)

いかがですか、秘書課長。

○秘書課長

市長室の出入りという部分に関しては、公式訪問等はスケジューリングという形でしておりまして、ただ、それを、いわゆる……

(「公式訪問でないってということだよ」と呼ぶ者あり)

出すという形であると、なかなか正直、出すのは難しいかなというところでございます。

(「何それ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

確認させていただきます。

そういう訪問簿、確認できるものは、それではないということでもよろしいですか。

(「ないって言うんじゃない」と呼ぶ者あり)

(「スケジュール確認した上で答弁するというのは時間かかる」と呼ぶ者あり)

(「あるものないと言ったらだめさ」と呼ぶ者あり)

(「ないのですよね」と呼ぶ者あり)

○秘書課長

いわゆる訪問簿という形のもは、今は秘書課においては存在はしてないという形でございます。

○委員長

それでは、聞きます。

先ほどの御答弁で、そういうものを確認するというふうに言われた御答弁は、虚偽ということですか。

○秘書課長

確認をするという形で私は答弁させていただきましたが、いわゆるスケジュール管理という形では、秘書課でやっております。その中で、訪問簿という形と100パーセントイコールという形でない部分もございまして、確認をすると言った答弁は取り消させていただきたいと思っております。

(「だめでしょ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

そういう答弁は、秘書課長の最初の答弁は、確認できる何らかのバックデータを自分の頭の中に想定したがゆえに、後から報告しますという答弁したのです。それが、スケジュール表だと思うのです。だからスケジュール表を確認すればいいではないですか。そこで確認できないということになると、市長の後援会幹部の方は、公式のスケジュール表にない中で市長室に入室しているということです。そういう事実が判明するという事だけでは、だから、やってもらったほうがいいのではないですか。撤回しなければならぬような答弁の内容ではないと思っておりますけれども。

○委員長

今、議事進行がございました。そういうような手帳若しくは類似するものがある上での、私は秘書課長の発言だと思います。ここで、いったん休憩して、秘書課長には、その点確認して、再度報告していただきたいと思っております。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 36 分

再開 午後 6 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

○（総務）秘書課長

先ほどの件でございますけれども、後援会幹部の市長室の出入りに関してですが、記憶にはありましたが、秘書課のスケジュール管理表にはありませんでした。日時等については、確認できませんでした。

○安齋委員

私もきちんと意図したことが伝えられずに、混乱を招いてしまいまして大変申しわけございませんでした。

要するに、私が言いたかったのは、時と場合によっては、そのように見られてしまうことがあるので気をつけてくださいという意味でお伝えしたのですが、市長からは、一度怒られて、そのときにそういう後援会通信のことでもめていたので、そのことについて心配して来られたという答弁をいただきましたので、実数についても、ではどうなのだと今言ったとしても、今、秘書課長からスケジュール表のことについて、突発的な訪問についてはないということも確認させていただきましたので、私の質問についてはこれにて終わりたいと思います。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

市長が退室されますので、少々お待ちください。

（市長退室）

自民党に質疑を移します。

○濱本委員

◎小樽まちづくりエントリー制度について

最初に、先ほど、共産党の酒井隆裕委員も質問しておりましたが、まちづくりエントリー制度について何点か伺いたいと思います。

まず、第 4 回定例会以降、現在までの経過について、現状を含めて報告をお願いしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

第 4 回定例会におきまして、一定のスキームをお示しさせていただいて、その中でもう一度課題の洗い出し、その部分を整理した上で無作為抽出の発送を行うようにというお話がございましたので、私どもで再度、内容の整理、それから庁内への伝達、こういった部分で内容を新たにまとめさせていただきました。その中で、前回と違う部分と申しますと、前回は、単純に 2,000 人にお送りしまして、それに基づいて名簿に登録していくという形でお話しさせていただきましたのですけれども、やはりその承諾いただいた方がどういった方かわからないというお話もありましたので、承諾いただいた方に対して、その方の志望動機ですとか、その分野を選んだ理由、こういった部分を改めてその方からいただくような形の方式をとらせていただいております。

それから、各所管課で持っています審議会でございますけれども、その審議会の性格等によりましては、この制度がなじまないという部分もございますので、それにつきましては従来型の制度を併用することが可能ということで、これは以前もお話ししておりましたが、まちづくりエントリー制度だけでいく形、それから従来型の形でいく形、そういった形もとれるということで再整理を行っております。

それから、スケジュールの部分でございますけれども、当初、1 月に入ってから、1 月の下旬ないし中旬ぐらいに発送ということで説明しておりましたけれども、そういった整理、要綱の整理を含めて行ってまいりましたので、発送につきましては、3 月 10 日木曜日、2,000 人の方に対して御案内の文書を送らせていただいております。

現状でございますけれども、木曜日に送っておりますので、おおむね、金、土、日ぐらいで皆さんにお届けされている状況でございます。そして月曜日から火曜日、今日が水曜日ですけれども、承諾書の返送を数十件いただいている状態でございます。

○濱本委員

今、進めているということで、新たに内容を検討した部分もあるという報告をいただきました。

第 4 回定例会の予算特別委員会と総務常任委員会での質疑で、私は準備不足ではないかと、制度設計をきちんとしてからこういうものは実施すべきではないのかと。その準備という部分で言うと、いわゆる小樽市における条例、要綱、規則、そういうものを法体系上、整合性を持たせるための整備、準備が必要ではないかという質問もしました。

今の報告の中で、要綱を整備しましたということがあったのですが、このことは、少なくとも全ての総務常任委員に報告されているのですか。要綱は、そしていつ決定して、総務常任委員会に周知されているのですか。それをまず確認させてください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

2 月下旬に、総務常任委員会の皆様と、それからあわせまして各会派代表の皆様、それから議長、副議長に今回の内容、それから要綱の概要についてお伝えしてお話をさせていただきました。

本日の総務常任委員会の中で報告すべきかどうかという部分もあったのですが、濱本委員にもお話しさせていただきましたが、今回、各委員を回って説明させていただいた上で、報告は委員会の中ではさせていただきますけれども、この説明をもってかえさせていただきますということでお話しさせていただいております。

（「抜けている、要綱はいつの日付」と呼ぶ者あり）

失礼しました。要綱は、3 月 1 日付けで決定してございます。

○濱本委員

確かに事前に説明を受けましたが、そのときは間違いなく要綱の案です。何月何日も書いていないわけです。3 月 1 日に決定をしたのであれば、少なくとも委員会での説明は省いたとしても、委員会資料としてこういう要綱をつくりましたという報告があってもいいのではないですか。

案のままで終わって、案を見せられて、いや、その後こうやってまた修正しましたという話になってもおかしくないですか。そういう手続の、手順の丁寧さに欠けるのではないかということを、私は第 4 回定例会のときにも言ったのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

お示しさせていただいた要綱、確かに、済みません、案という形でお示しさせていただきまして、最終的に多少整理させていただきましたけれども、基本的な内容はお示しさせていただいた内容と大きく変わってはございません。ただ、それを委員会で報告しなかったということにつきましては、先ほどお話しさせていただいたのですが、各委員の皆さん回らせていただいたということで、それに代わらせていただいて問題ないという判断で、このような形をとらせていただきました。それが説明不足、配慮不足だということであれば、申しわけございません。私の対応の部分で反省すべき点ではあると思っております。

○濱本委員

確かに私はそうだと思うのです。2 月下旬に説明をしましたと。そのときには、確かに案で、日付も入っていませんと。それが最終的に決定しましたということであれば、一人一人に会わなくても、上紙をつけて、前回説明した内容は、最終的にこのような要綱になりましたというのが机の上に置いてあれば、それで済む話です。もしそれができなかつたとすれば、今日の説明はないにしろ、委員会資料として置いておくべきです。小樽市で初めて取り組むことです。そうなれば、やはりそういう丁寧さというのは、必要ではないですか。もし丁寧さは必要ないという認識であれば、私としては、それはやはりある意味、それは認識の違いというか、考え違いをしていると思えるのです。もう少しその辺は、神経を研ぎ澄ませて、本当に議会に向き合うということを考えたときに、そういう手だて、手続上の瑕疵のない手順をやはりきちんと踏むべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今、委員がおっしゃられた配慮が足りない、説明が足りないという部分ですが、先ほども申したとおり、私としては反省している部分でございます。

自治基本条例という大きな条例の中での今回の事業でございますので、そういった部分では特に説明をきちんとしていくべきであると思います。自治基本条例については、これからも続いていきますので、こういった部分で、事業をやる際にはきちんと皆様の御理解をいただけるような形で進めてまいりたいと思いますので、まことに申しわけございませんでした。

○濱本委員

それともう一つ、先ほどの共産党の質問の中で、現行、それぞれ協議会とか審議会が持っている根拠、根拠条例なり根拠規則なり要綱との整合性、いわゆる先ほど私が申し上げた現行の法体系の中での整合性の話に類似した話が出てきました。今、既に設置条例なり設置規則がある中で、このまちづくりエントリー制度をそこへはめ込むときに、どうやってはめ込むのだと、たぶん、そういう趣旨の質問をされたと思うのです。そのときの答弁が、市長が特に必要と認めるものということ根拠に、はめ込もうとしているわけです。これは、どう考えてもやはり無理なのです。これで整合性があるとは思えないのです。市長が特に認めるものというのは、特段の事情のあるものです。私は、まちづくりエントリー制度に登録した人間が、特段の事情のある人間だとは思えないのだけれども、これを使うつもりですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

実際に審議会の市民公募として入っていただいている方の実情を見ていくと、ある審議会の中では、市民という位置づけが全くないものもございますけれども、その際には市長が認めるものという中で、市民の御意見が必要だということで整理している審議会もございますので、今回もそれに倣った形でそういうお答えをさせていただいたところでございます。

○濱本委員

何か今の答弁は、答弁としてはあまりかみ合っていないと思うのです。第 4 回定例会のときも、たしか申し上げたと思いますけれども、例えば、このエントリー制度で選ばれた人をはめ込む、現行の設置条例を包含するような条例だっけつくりようがあるのではないですかということも言いました、私は。だからこそ、法整備が必要ではないですかと。そういうものをやらない中で、拙速にやるのはいかがかという話もしたのです。そうすると、今の事例を見ても、やはりまだ準備不足ですねと。実際に審議会の委員にはめ込むというか、してもらうためには、やはりここから先、きちんとしたそういう整合性のとれる法体系の整備が必要だと思いますけれども、担当者に聞いてもなかなか難しいと思うので、本来、このことを副市長に質問するつもりはありませんでしたが、副市長は、長く行政マンをしていて、こういう新しい制度をつかって、そのことによっていろいろな設置条例を変えなければならない、規則を変えなければならない、しかし全部手を加えるということは物理的にとても難しいから、包含するようなものをつかってはめるという手法もたぶんあると思うのですが、今の小樽市の手続上、この法整備の、法体系の整備という部分に関して言えば、十分だと思うか、そうでないのか、必要があるかないか、いかがですか。

○副市長

エントリー制度についてのお話でございますが、私もこの問題に対しては深くはかかわってはいませんので、包括的な言い方になろうかと思いますが、確かに議会議論の中でのこの発案でございますが、その発案自体が多少遅れていたということがあって、議会議論の中での進め方ということ言えば、期間的には、短期間の中に一定の方向性を早期に出さなければならなかったという、客観的な事情があったものだと思います。

しかし、一定の予算議論をした上で、この制度をつかって、完璧なものでないかもしれませんが、とりあえず、いわゆる市長の言う開かれた市政という方向で言えば、これも一つの方向としてあり得ると。そういう意味では、

拙速であったかもしれませんが、ひとつそういう施策をつくりながら姿勢として見せて、不完全であれば、またさまざまな議論をしながら肉づけをしていく、歩きながら考えるということもあろうかと思しますので、今回のこの制度のつくり方については、そのような認識でありますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○濱本委員

副市長、私が申し上げたのは、今のいわゆる法体系の整備について、このエントリー制度を実施する上でまだ直さなければならないところがあるのではないのでしょうか。今のままでいくと、何もしないままに要綱だけで進んでいくと、実際問題、ほかの設置条例や設置規則などを持っているものと矛盾する、そこへはめ込まなければならないのに、矛盾するところが発生するわけです。それについて、今、担当者は、先ほどの共産党の酒井隆裕委員の質問に対して、そういうところの委員の任命に関して言えば、市長が特にこれを認めた者という一文があると。だから、それを適用してはめるのだということを言ったわけです。

でも、それは本来、このエントリー制度の趣旨からいったら、そういう条文、条項ではめ込む趣旨のものではないのではないですかと、私は質問しているわけです。だからこそ、法体系の整備が必要なのではないですかということを質問しているのです。だから、その法体系の整備が今後も必要かどうかという認識についてお伺いしたい。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

私どもが、今回、この制度、事業を導入するに当たりまして、ほかのまちの状況等も確認、いろいろな成功事例を教えていただきながらやらせていただいた部分もございます。他都市の状況を見ますと、確かに条例という形で、エントリー制度というよりは、市民公募、考え方全体の部分を条例で定めているという部分もございますけれども、今回、このエントリー制度のピンポイントの部分で条例を定めているというところは、私が見る限りではそんなに多くはなくて、エントリー制度自体は要綱で整理しているというところが見られましたので、私どももそれを参考にさせていただいて、今回、エントリー制度については、要綱という形でつくらせていただいたところでございます。

○濱本委員

要綱そのものというよりも、ほかの審議会や協議会など、そういうものの設置条例や規則の中に、その委員会の構成員は、こうですというものでうたっているはずなのです。そのうたっている中に、このエントリー制度で応募してきた人ははまっていないのです。なぜかという、こちらのほうが新しいから。

例えば一般公募しか想定していない設置規則になっているときに、これをはめ込むというのは無理ではないですか。例えば、このまちづくりエントリー制度の募集及び選任に関する要綱の中に、対象となる審議会や、協議会、委員会など、そういうところで市民公募をするという条文については、何それと置きかえるというような条文が入っていましたか、これに。それが入っているのであれば、まだいいですよ。上書きというか、向こうを直さなくても何とかという規則の中にある委員に、市民公募の委員という言葉は、こちらで、これをもっと上位の、規則等があったら条例にすればいいわけですから、上位の条例で市民公募の委員という言葉は、これに置きかえるという、こちら側で規定すれば、それは自動的に変わるのと一緒ですけれども、そこまですべてなっていますか。だから、まだ法体系の整備が必要ではないのですかと言っているのです。不要だと思っているのか、必要だと思っているのか、その点をはっきりさせてください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

先ほど、申し上げたほかのまちの事例でいきますと、まちづくりエントリー制度、こういう無作為抽出でやるという形で条例設置というのは、あまり見受けられないのですが、小樽市の場合、市民公募の考え方の条例自体が基にあるわけではない状態でございます。ですから、その部分が今ない中で、この無作為抽出の部分が要綱ではまっけてきている状態ですので、法体系的にそれがいびつといたしますか、順番が逆だという部分が考えられるということであれば、整理していく必要はあるのかなというふうには考えているところであります。

○濱本委員

やはり行政はルールが大事だと思うのです。確かに、先ほど副市長がおっしゃっていたように、歩きながら考えるというのもあるでしょう。ですけれども、私がここで聞いているのは、まだ法体系の整備は完了していないし、現在進行形ですというのなら、まだ許せる、まだ理解できます。ですが、完了しているとも言わない、現在進行形だとも言わない、それでは議論はかみ合わないです。だから、現状でもういいのですかということは何回も確認しているわけです。だから、この事業を進めるために、この要綱はつくりましたと。しかし、ほかのいろいろな審議会、委員会の設置の公的根拠との整合性を図るためにまだ整備は必要ですと、それは順次やっていきますからという答弁だったらわかりますが、そういう認識でいいですか。私の認識が間違っているのであれば間違っている、正しいというのであれば正しいとお答えいただきたいのですが。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

済みません、私の話の仕方がまずくて申しわけございません。

今回、確かに2年間の試行ということで、今回の事業を進めていくという形でお話をしおりますので、その中で、今、濱本委員がおっしゃられたような形で整理することを踏まえて進めてまいりたいと考えております。

○濱本委員

2年間の猶予があるということですから、ぜひきちんとした、そごがない法体系の整備をお願いしたいと思いません。

◎行政評価に関する市民参加について

それでは次に、行政評価に関する市民参加ということで報告を受けましたけれども、これもよくわからないところが幾つかあるので、質問させてください。手短かにやります。

この市民会議に関して言えば、10名の定員ですと。議長以外は、無作為抽出登録制度、要はこのエントリー制度と従来型の募集を併用するというふうに書いてありますが、まず議長に関して言えば、どういう人を想定して、どういう選任をする予定なのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

行政評価の市民会議の議長につきましては、今、学識経験者を考えております。その中で、例えば専門として自治基本条例ですとか、こういった行政評価にある程度精通なり知識・教養を持った方を選任したいと考えております。

○濱本委員

それは誰が、市長が選任するのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

実際の委嘱なり任命の形態につきましては、最終的には小樽市長が任命することになると考えております。

○濱本委員

次に、いわゆるまちづくりエントリー制度を利用した委員、それから通常公募の委員、残り9枠ですが、どういう配分ですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今の段階での、こちらの希望といたしますか、考えとしましては、エントリー制度で5名、それから従来の公募型で4名を想定してございます。

○濱本委員

大変失礼な話ですが、公募の人はまあどちらかという可能性としては低いのですが、例えばエントリー制度で選んだ人が、いつも行政評価の議論の中で言っていますが、PDCAを踏まえながらやりましようと言ったときに、PDCAの概念も知らない人がいるかもしれないわけです。それはどうやってチョイスするのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

エントリー制度の名簿登録された方につきましては、先ほど担当主幹から説明がありましたが、その人の市政に対する考えですとか、行政に対してのどういった分野に関心があるかというようなことを聞き取りといいますか、そういったこともありまして、まずそこでその人がどういう知識なり行政評価に対する考えを持っているかというものをある程度こちらで見て、判断させていただきたいと思っております。

それからあわせて、まずその行政評価の市民会議に参加していただけるかどうかというものを当然確認するのですが、その確認する際に、行政評価とはこういうものですか、こういう作業をしていただきます、こういう意見等をいただきますというようなことは、あらかじめその登録いただく際にきちんとこちらで説明をして、納得した上で引き受けていただきたいと思いますと考えております。

○濱本委員

言葉が少し違うような、登録ではなくて、委員に委嘱をするときに、聞き取り調査をかけた上で委嘱するかしないかを判断するという理解でいいですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

申しわけありません。例えば、任命する前に、こういった行政評価ですとか、そういった分野に関心があると名簿登録された方に、行政評価の市民会議というのがあるのだけれども、そういったものをやれるかどうかということをお打診します。その際に、こちらから、そういった行政評価の制度の中身など、十分説明を申し上げまして、それで合意いただいた方につきましては任命していくという形をとりたいと考えております。

○濱本委員

今のこのやりとりを聞いても、先ほどのまちづくりエントリー制度と同じで、やはりずさんなのです。

例えば、ここにノミネートされている方がいらっしゃいますと、順番でこうやって面談していきますと、合意ではないのです、チョイスしなければだめなのです。セレクション、選んで、この人はできると、判断としてできる、さらにやってもらえますかという投げかけです。審議会の委員として、この市民会議の委員として適性判断をかける。その上で、適性があると思っても向こうが嫌だと言うかもしれない。こういう質問をしたときにずっと全部答えられるようでない、やはり制度設計としてきちんとしているとは思えないのです。ぜひとも、これは、実際にタイムスケジュールが書いてありますけれども、もう少しきちんとやってほしい。やはり行政行為はこんなずさんではだめだと思うのです。

大体、変な話、試行だと言いながら、設置根拠が何もないのです。行政評価に関しては、私はあまり詳しくわからないけれども、何らかの法定根拠みたいなものがありますよね。その中に、市民会議を組み込むのですよね。では、その変更をかけているのですか。試行といえども、やはりそういうものを変更かけますとか何とかというのだから、事前の段階としては必要あると私は思うのですが、まず、その点の認識についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

これまで、行政評価につきましては、実施方針という形で事業評価は進めてまいりました。今回、こういった施策評価ですとか、市民参加を求める部分がございますので、実施要綱と、それから市民会議の設置要綱につきましては、今後策定していく予定でございます。

○濱本委員

やはり先ほどのまちづくりエントリー制度と同じで、私は、否定しているわけではないです、やっていただいてもいいだろうと思う。ただし、やるためには、この小樽市という行政体としてやるためには、やはりそういう手順、手続、準備、整備、そういうものが必要だと思うのです。

確かに市長公約かもしれないけれども、言われたからといって、市長が焦っていて、さっさとやれとねじをまいているかどうかかわからないけれども、しかし、やはり物理的にはこういう手順、手続が行政行為の上では必要です

と言って、きちんと準備しながらやってもらわないと私はだめだと思うのです。別に、エントリー制度もそうだけれども、やろうとしていることを全然否定しているわけではないです。しかし、どうせやるのだったら、きちんと行政体としてふさわしいやり方。民間企業の、どこかの中小企業のお父さんが、明日からうち会社の仕組みをこういうふうにしますからというのとはわけが違うわけですから、やはりそれはきちんと、今からでも遅くないですから準備してもらいたいし、きちんとそれは完結してもらいたいし、やはり所管の委員会にはきちんと報告をしてもらいたいと思いますけれども、そこを確認させてください。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほど申しました行政評価の制度のつくりといいますか、その要綱ですとか、そういったものを整備でき次第、また当委員会に説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

◎議会と市長の関係に対する副市長の認識について

次に、副市長に幾つか確認をしたいというか、副市長の認識をお伺いしたいと思います。

まず、昨年 5 月に森井市長が誕生、就任して以来、副市長は、教育長として 1 月の末まで、ほとんどの場面で、議会の中における市長の姿を見てきたと。そういう中で、議会と市長の関係についてどういう認識を持っているのか、お伺いしたいと思います。

2 月 1 日の読売新聞の報道では、現状は必ずしも市政と議会との本来の関係ではないというような発言をされています。たぶん、これには何らかの根拠があるし、その根拠の背景になっているのは、やはり教育長として議会の中での市長の姿を見てきているからだろうと思いますので、議会と森井市長との関係について、就任する前の状況でどのように認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○副市長

大変に難しい質問というか、端的に言うと、市長と議会とがなかなか議論がかみ合っていないなという感じは、脇から見ていて感じておりました。その原因がどこにあるのかについては、外側から眺めているだけなのでよくはわかりませんが、やはりこれまでのオール与党体制といいますか、ほとんどを与党の議員が占める議会、それと初めて野党が多数を占める議会、そういうことが客観的な事実としてあって、そういう運びになっているのかと、そういう感想を私自身は思っていました。

○濱本委員

市長がいらっしゃらないとはいえ、なかなか本音は言えないでしょうけれども、本音でなくてもいいのですが、これまで議会と市長との間で、本当にいろいろなことがありました。

第 1 番目に、議会日程は最初の日程どおりにいったことがありません。今回もそうですけれども。そういうものを踏まえたときに、副市長としては、議会側に市長への対応にまずさがあるのか、市長側に議会側への対応のまずさがあるのか、別な言い方をすると、議会側に市長に対する配慮が足りなかったのか、市長に議会側に対する配慮が足りなかったのか、もっと別な言い方をすると、議会は市長に配慮したのか、市長は議会に配慮したのか、言い方はいろいろありますが、正直な認識として、どういう認識ですか。

（「これまでで」と呼ぶ者あり）

これまで。今定例会も含めてもいいですけども。

○副市長

まずは、これまで、いわゆる外側から眺めていればということでも申し上げますと、本来の議会で議論されるべき政策でありますとか、これからの小樽でありますとか、そういう問題以外の問題、例えば参与の任用の問題でありますとか、副市長の選任でありますとか、そういう意味で言えば、本来、議会で議論すべき事態までにどういうわけか至っていないと。議会は、本来、政策を議論する場だということで、私自身は横にしながら、幸いにも教育委員会とすれば、教育委員会の施策に対しては十分な議論をさせていただきましたし、その議論を踏まえての施策を

展開できたという関係であつたらうとは思っております。

さて、2月1日付けで副市長になりました。この間、初めての議会に直面をして、やはり感じているのは、これまでの与党が多数を占める議会の進め方と、大半が野党という議会の進め方、やはりこれは今までと同じような感覚で議会に臨むことはできないだろうということをつくづく感じております。

それともう一つは、やはり副市長という立場で、市長の思いといいますか、市長の考え方を議会の場できちんと述べられるような、そういうサジェスションといいますか、それは私ども、私としてはしなければならぬですし、また、その市長の意見を議会側に正確に伝えていかなければならない。また議会としても、これまでの議会の進め方が、たぶんそのとおりには進められないだろうと感じておまして、そういう意味では、本当に市長の思いをきちんと議会の中で表明し、それに対して対峙する側、又は賛成する側、それぞれの会派の意見を十分に議論した上で物事が決められていく、そういう議会をこれからつくっていかねばならないと。やはりこれまでの進め方と違った議会の進め方を、この体制の中で、どうやって理解を得ながら進めてくか、これはまだ始まって、今定例会が始まって初めての機会、私自身もこういう構図の中での議会の進め方を模索しておりますし、今回、29日に代表質問が始まって、8日間の空転がありました。その中で、副議長と今後の議会運営についてさまざまなお話をする中で、やはり感じたのは、きちんとした議会答弁を、市長の考え方をきちんと述べていく、また、それに対して議会側の各会派の意見がきちんと述べられていく、その違いを市民にもわかるような、そういう議会運営を心がけていかなければならないと感じておまして、その前提となるのは、やはり日常の我々職員と議会とのつき合い方でありますとか、それから今も議会議論をしており、濱本委員の質問にもありましたけれども、事前の資料の提供だとか、やはり今まで以上に議会に対しての資料提供でありますとか、説明でありますとか、そういうものはやはりこれまで以上に小まめに、親切に、丁寧に進めなければならぬと。それらの議会が始まる前のそういう日常のきめ細かな取組ということが前提となって、議会がスムーズに議論されるようになるのではないかと。これは漠然としてですけれども、そのようなことを感じておまして、これから我々職員一同がこれまでの議会と違った議会対応の仕方というものを意識的に、また勉強しながら進めていかなければならないと感じております。

○濱本委員

副市長には申しわけないですが、今のお話は十二分に理解できますけれども、私が確認をしたかったのは、いわゆる尋常ならざる事態の第2回定例会であり第3回定例会であり第4回定例会であり、この第1回定例会であると。この第1回定例会はまだ終わっていませんけれども、少なくとも、それぞれみんな閉会したわけです。例えば、その閉会の中で、やはり双方の折りがあつたのだらうと私は思うのですが、でもそれはフィフティー・フィフティーではない、少なくとも私の別の立場で言えば、議会運営委員会の立場で言えば、相当な部分、譲歩をしてきたと思う、配慮をしてきたと思う。そういう認識を、副市長が議会として、100パーセントの譲歩はないけれども、相当な譲歩を市長に対してしているという認識があつたかどうか、それを確認させてください。

○副市長

先ほども申しましたあの8日間の議会の空転の中で、副議長又は議長とこれからの議会運営についてお話をしたというのは、そういう意味で言えば、相当、議会に、譲歩ではないですけれども、お互いに議論しながら、今後の進め方については議会に大変御理解をいただいたと、これは私自身もそう思いますし、市長自身も、そのことは十分意識をしていると思います。その流れとして、予算特別委員会があつて、その進め方の中でも、これは終わるたびに、市長と反省会をするのですけれども、やはり相当の配慮をいただいていると、議事運営の進め方についても、これまでと違った配慮というものは私どもも感じておりますので、その分、我々もやはり答弁の中でしっかり答えたいかなければならないということは、市長と私の間では話しております。そのことは市長も十分認識をしていると私も感じております。

○濱本委員

そういう認識を前提にしたときに、議会に向き合う姿、議会での答弁がたぶん変わってくるのだらうと期待しております。これで変わらないのであれば、全然配慮しているという認識が存在するとは思えませんので、ぜひとも私自身がそういうことを思うことがないように期待したいと思います。

人事に関して聞きます。

副市長として、昨年 6 月の人事についてどういう感想を持っていらっしゃるのか。それは、これまでの、6 月の人事が終わった後に、いろいろな事柄が発生しているわけです。そういうものを踏まえた上で、それは議会の中でもそうですし、それから職員のモチベーションの話もそうですけれども、6 月の人事についてどういう所見を持っているのか、お答えいただきたい。

それから、もうすぐ発表になるというか、今、検討中なのでありましようけれども、今年 4 月の人事について、市長は適材適所という言葉しか使うことができないのか、それ以外の言葉を聞いたことがないのですが、4 月の人事異動に関してどういうお考えで、例えば育てる人事に重きを置いたとか、やはり守る人事に重きを置いたなど言い方はいろいろあるわけです。4 月の人事動について、副市長としてどういうお考えをお持ちなのか、それをお聞かせいただきたい。

それから次に、今定例会で予算特別委員長をやっていて最終日の質疑の中で思ったことは、こういうことです。副市長が除雪対策本部の本部長を行っている。規定というか、たぶん副市長も御存じだと思いますけれども、小樽市除雪対策本部規程というものがある。これを普通に読んでいくと、市長は除雪に関しては副市長に事務委任をしている、専決権を与えているということだと思っております。そうすると、つながりとしてはこうです。市長と副市長は、除雪について協議することはあってもいいのです。ですが、その意向を受けたら、今度は組織図上からいくと、副市長が本部長となって、その下の組織を回して、意思決定を図っていくということです。ところが、昨日の説明の中では、その意思決定をするための協議する場所に市長が入っているということです。これはある意味、異様な状況です。それなら市長が本部長になればいいのです。副市長に事務委任をして本部長にする必要がなかったのです。あげくの果てが、自分で現場のパトロールに行きましたという。それは市長の仕事ではない。何かのついでに見たから、それを副市長に伝えるのはいい。だが、自分が出張って見に行って、そして自分が、本部長である副市長のところへ行って、その会議でどうのこうのというのは、ある意味、委任されたにもかかわらず、委任を否定されているようなものです。その点についての認識も伺いたい。違和感を持たなかったのか。この規定を考えたときに、そういうところに市長が現れることに関して、違和感を感じなかったかということも含めて、昨年 6 月の人事異動、今年 4 月の人事異動のこと、それから除雪対策本部のこと、この三つについてお伺いをしたいと思います。

○副市長

大変盛りだくさんの質問で……

(「比較的わかりやすく言ったつもりです」と呼ぶ者あり)

まず、昨年 6 月の人事ということであれば、教育長の立場で眺めた感じで言えば、大幅な人事異動であったらうと感じておりますし、また職員にすれば、これまでと違った大幅な人事異動ということで、たぶん相当の驚きと違和感を感じていたのだらうと思います。記者会見などでそのことも聞かれていましたので、そういう意味でいえば、ただ人事異動は、小樽市役所の人事という意味では、これまでの長い体制の中で人事のやり方、人事の一定の方式、一定の方向というものがあったのだらうと思います。それが大幅に変わったということで、相当の違和感があったのだらうというふうには思っております。

ただ、道職員であった経験からいえば、上司又はトップが変わることによって、人事の流れが大幅に変わるということ、これは往々にしてあることなので、そういう意味では、こういうこともあり得るのかなと眺めて見ておりました。

それからもう一つは、今年に入ってからの人事という意味では、私が就任したのは2月1日でございますし、教育委員会にいたということもあって、市役所の幹部、部長クラスは承知しておりましたけれども、次長、課長以下になりますと、ほとんどが初対面、まだ顔と名前も一致しない、そういう中で市長と副市長で相談をしながらの人事ということでありますから、市長からはさまざまな相談事がありまして、それに私が答えるという、そういう人事の進め方だと思えます。

私とすれば、やはり人事の一つの方法とすれば、体制が変わったということもありますし、それから我々みたいな道職員から見ると、異動の幅が市内だけ、同じ庁舎の中だけの異動だということであれば、できるだけ人事の刷新、又は外の空気を吸ってくる、また道や国への派遣など、さまざまな人事のこれまでにない取組、そのようなことをしながら職員の意識改革にもこれまた一つ進めなければならないと。

さらに、とりわけこの副市長が10か月間ずっといなかったわけですから、市長がほとんどの仕事の判断をしながら進めてきたのだらうというふうに思っております、そういう意味では、市長自身も、昨年とは違って、今年に相当、自分で議会又は予算の調整、そういうことを含めながら、職員を自分自身で判断しながらある程度人事もやられているというふうには感じておまして、昨年ほどの違和感というのは、今年においてはさほどに感じないで受け入れてもらえると私自身は感じております。

もう一つ、除雪の本部長のことで言えば、先ほど申し上げましたとおり、私が来て、もう2月1日でしたから、もうそのころには除雪の体制がほとんどでき上がっておりました。それから、その除雪の指示事項などについても、建設部長が本部長ということでやっていたので、そのやり方は、もう私が来たときには、ある程度一定のやり方が確立した中で、私が本部長として着任して入ったと。私自身は、除雪は初めてのことでありますし、できるだけ早く仕事を覚えなければならないということで、早めに7ステーション全部を回ってまいりましたし、その折にロードとはこういうものだ、ロータリとはこういうものだ、ということも説明を受けながら全部回りましたし、また、私自身も暇があればパトロールに行きましたし、土曜日、日曜日でもできる限り除雪の状況を眺めながら、その職に務めてきたわけですけれども、ただ、いかんせん、経験不足ということがあって、私自身の判断で何かができるかという状況にはないので、そういう場面で言えば、私自身もその会議の中に入りながら、私自身の目と、それから感覚を持ちながら、こういう除排雪の仕方もあるのかなということを言いながら、今年の断面で言えば、ある程度市長が入って、部長が入って、副参事以下が入って、どういうやり方があるのかという議論をしながら進めてまいりましたけれども、私も次期シーズンからは、本部長としての知識、できるだけ勉強をしながらサジェスションできるような、そういう立場で、本来の本部長としての職に務めてまいりたいと、そのようには思っておりますので、今年はいかんせん、私自身の勉強不足ということもありますので、御容赦をいただきたいと思っております。

○濱本委員

いろいろお話になりましたけれども、もう少し踏み込んだお話があってもいいのかなというふうに、昨日の予算特別委員会での議論も踏まえて、もう少しお話があってもいいのかなと。非常にジェントルマンの答弁で、それがいいかどうかは別としても、紳士的な御答弁だったというふうに思います。

本当はもう一つ聞きたいこともあったのですが、それは別な機会にするとして、ただ、この次に聞くときは、たぶん第2回定例会になると思いますけれども、予告をしておきます。

昨年6月の人事は100点満点で何点だったのか、今年4月の人事は100点満点で何点だったのか、それは副市長にお聞きしますので、ぜひとも点数づけをお願いしたいと思います。

それから、これで終わりますけれども、最後に、この1年間というか、今日で常任委員会は最後で、この3月末をもって退職される方がいらっしゃると思っております。平成19年に初めて議員になったときから、違う委員会でも顔を合わせた方がたくさんいらっしゃると思えます。自分も9年目で、本来であれば、昭和30年生

まれですから、もし市の職員として御縁があって職員としていたら皆さんと一緒に退職ということでもあります。まだ私の議員の任期は 3 年ありますけれども、本当に皆さんの市役所内でのお仕事に感謝を申し上げるとともに、これからもぜひ小樽市のために気をかけて、目をかけて、手をかけていただければありがたいと最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7 時 13 分

再開 午後 7 時 27 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 59 号小樽市非核港湾条例案について可決の立場で、議案第 34 号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案について否決の立場で討論を行います。

本年 2 月 4 日、5 日と、小樽港に米軍第 7 艦隊所属掃海艦パトリオット、ミサイル駆逐艦ペンフォールドが寄港しました。1960 年以来、77、78 隻目となります。

小樽市は、1982 年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例の制定が求められるものです。

議案第 34 号です。非常勤職員の支給対象期間の変更に伴う改正です。一定の周知期間を設けるとはいえ、非常勤職員の不利益にかかわる問題であり、賛成できません。

委員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 59 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第 34 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、散会に先立ちまして、この 3 月末をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつ挨拶をいただきたいと思います。

(理事者挨拶)

○委員長

ありがとうございます。

それでは、一言申し上げます。

退職なされる皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のため尽くしてこられた御努力に対して、改めて敬意を表すとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げます。第二の人生におかれましても健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げる次第でございます。大変御苦労さまでした。

本日はこれをもって散会いたします。